

議事日程 平成31年3月12日 午前9時開会

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 付託議案の審査について

議案第 1号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第4号）について（所管部分）

議案第 5号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計補正予算（第1号）について

議案第 6号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第 7号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第 8号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第 9号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 木曾岬町夢とふれあい教育基金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 木曾岬町夢ささえあいのまち福祉基金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 木曾岬町地区内集会所設置及び修繕費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第13号 木曾岬町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 木曾岬町水道事業の水道の布設工事監督者を配置する対象工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 木曾岬町道の路線認定について

議案第18号 平成31年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計予算について（所管部分）

議案第22号 平成31年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計予算について

議案第23号 平成31年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計予算について

議案第24号 平成31年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計予算について

議案第25号 平成31年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計予算について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席委員（6名）

委員長	服部 英二夫 君	副委員長	三輪 一 雅 君
	鎌田 鷹介 君		伊藤 厚紀 君
	加藤 眞人 君		伊藤 好博 君

欠席委員（0名）

議場出席説明者

町 長	加藤 隆 君	副 町 長	森 清 秀 君
総務政策課長	伊藤 啓二 君	会計管理者	服部 孝龍 君
危機管理課長	小島 裕紹 君	税務課長	藤井 光利 君
産業課長	平松 孝浩 君	建設課長	浅野 覚 君
住民課長	山田 克己 君	総務政策課長補佐	中山 重徳 君
産業課長補佐	多賀 達人 君	建設課長補佐	伊藤 雅人 君
住民課長補佐	多賀 晶子 君		

事務局出席職員

書記 事務局長 白木 悟 議会事務局 伊藤 麻美

=====

午前 9時 0分開会

○委員長（服部英二夫君） 皆さん、おはようございます。

本日は、総務建設常任委員会を招集させていただきましたところ、委員の皆様には、何かと御多用の中、御出席賜りありがとうございます。また、加藤町長を初め執行部の皆様も御出席いただき、まことにありがとうございます。

本日の総務建設常任委員会は、平成31年第1回定例会で付託されました17議案を審議する重要な委員会でございます。議案審議には慎重審議をいただきますとともに、委員会運営に当たりまして、皆様の御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

本日の委員会の出席委員数は6名です。よって、委員会条例第14条の規定により、定足数に達しておりますので、総務建設常任委員会を開会します。

次に、本日の書記の指名を行います。

委員会条例第27条の規定により書記には白木議会事務局長を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認めます。よって、書記には白木議会事務局長を

指名します。

それでは、これより議事に入ります。

本日の議事日程は、既にお手元に配付させていただきましたとおりでございます。

日程第1 会議録署名委員の指名について

○委員長（服部英二夫君） 日程第1、会議録署名委員の指名についてを行います。

本日の会議録署名委員は、三輪一雅委員、伊藤好博委員の御両名を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認めます。よって、三輪一雅委員、伊藤好博委員の御両名の方、よろしく願いいたします。

それでは、本日の議案審議に入ります。

初めに、加藤町長より議事日程の説明を求めます。

○町長（加藤 隆君） 改めて、皆さん、おはようございます。

きのう、3月11日は、東日本大震災からはや8年がたちまして、折から大変な春の嵐の中でございましたけれども、各地で追悼、そして、また、慰霊の行事が行われました。テレビやニュースを見ておりました、改めて被災地の皆さん方にお見舞いを申し上げ、1日も早い真の復旧復興を願うところでございます。

そうした中、私ども木曾岬町では、平成31年の木曾岬町議会第1回の定例会を3月4日に招集させていただきました。今期定例会には26議案を提出させていただきました。そのうち議案第26号につきましては、開会日初日に審議いただき、御承認いただいたところでございます。他の25議案につきましては、それぞれの両常任委員会に委員会付託をいただきまして、去る8日の日には教育民生常任委員会で御審議を賜ったところでございます。当総務建設常任委員会を開催いただきましたところ、本日、各委員さん方、そして、また、副議長さんにも御出席いただいております。まことにありがとうございます。

当総務建設常任委員会に付託をされました議案につきましては、お手元の議事日程にございますように、まず、議案第1号の平成30年度木曾岬町一般会計補正予算（第4号）についての所管部分から、第5号につきましては土地取得特別会計、第6号につきましては、農業集落排水事業特別会計、第7号につきましては公共下水道事業特別会計、第8号につきましては水道事業会計、それぞれの平成30年度の補正予算の議案でございます。合わせて5議案でございます。それから、議案第9号の職員の勤務時間、休暇等に関する条例から議案第16号までにつきましては、それぞれの条例に関する議案でございますが、第10号につきましては町の夢とふれあい教育基金条例、第11号につきましては夢ささえあいのまち福祉基金条例、第12号につきましては地区内の集会所設置及び修繕助成に関する条例、第13号につきましては個人情報保護条例の条例、それから、議案第16号につきましては水道の布設工事監督者を配置する対象工事並びに布設工事監督者及び水道

技術管理者の資格の基準に関する条例、それぞれ条例改正についての6議案でございます。それから、議案第17号につきましては町道の路線認定、続いて、議案第18号につきましては平成31年度の木曾岬町一般会計予算の所管部分についてから、第22号につきましては土地取得特別会計、第23号につきましては農業集落排水事業特別会計、第24号につきましては公共下水道事業特別会計、第25号につきましては水道事業会計、それぞれの平成31年度の各会計予算に関する議案でございます。これが5件でございます。本日、総務建設常任委員会に付託されました合わせて17議案を本日御質疑いただくわけでございますが、後ほど担当課のほうからそれぞれ詳細に説明をさせていただきますので、十分な御審議を尽くしていただきますようお願いさせていただきます。御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（服部英二夫君） ありがとうございます。

加藤町長の議事日程の説明が終わりました。

それでは、お手元の日程に従い、会議を進めさせていただきます。

日程第2 付託議案の審査について

○委員長（服部英二夫君） 日程第2、付託議案の審査についてを議題とします。

本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第4号）について（所管部分）、議案第5号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計補正予算（第1号）について、議案第6号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第7号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第8号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第1号）について、議案第9号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号、木曾岬町夢とふれあい教育基金条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号、木曾岬町夢ささえあいのまち福祉基金条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号、木曾岬町地区内集会所設置及び修繕費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号、木曾岬町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号、木曾岬町水道事業の水道の布設工事監督者を配置する対象工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号、木曾岬町道の路線認定について、議案第18号、平成31年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計予算について（所管部分）、議案第22号、平成31年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計予算について、議案第23号、平成31年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計予算について、議案第24号、平成31年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計予算について、議案第25号、平成31年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計予算についての17議案であります。

ここでお諮りいたします。

付託議案の審議方法につきましては、先に1件ごとに全議案を審議することとし、その後、討論、採決についても1件ごとに行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

それでは、付託議案の審議に入ります。

初めに、議案第1号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第4号）についての所管部分を議題とします。

事務局に説明を求めます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） それでは、議案の第1号、補正予算の1ページのほうをごらんいただきたいと思います。

議案第1号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第4号）の説明を申し上げます。

第1条の第1項は、既決予算額に歳入歳出それぞれ1,400万円を増額いたしまして、予算の総額を29億6,400万円とするものでございます。

第2項では、補正予算の区分及び区分ごとの金額を、第1表の歳入歳出予算補正に定めることを規定するものでございます。

第2条は、地方自治法第213条1項の規定により、新たに繰越明許を、第2表に定めるというものでございます。

第3条では、地方債の変更を、第3表の地方債補正に定めることを明記したものでございます。

それでは、2ページ、3ページをごらんください。

第1表の歳入歳出予算補正でございます。

この補正予算の区分ごとの金額は、歳入では1款の町税から、3ページ、20款の町債までの15の款とこれに付随する24の項において補正を行いまして、次に、4ページ、5ページでお願いします。

歳出では、1款の議会費から11款の予備費までの11款とこれに付随する29の項におきまして、所要の額の補正をお願いするものでございまして、その額は既決予算額に1,400万円を増額し、補正後の予算額を29億6,400万円とするものでございます。

続いて、6ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費でございます。

事業費を次年度に繰り越して実施しようとする予算でございまして、2款の総務費、議場設備の操作監視機器の修繕事業の269万6,000円から、第7款土木費の町道改良事業の8,000万円までの記載の7事業を次年度に繰り越しようとするものでござ

います。

続いて、7ページの第3表をお願いいたします。

地方債補正でございます。

まず、一般単独事業債は、J—A L E R T事業の財源といたしまして地方債の発行を予定するものでございまして、平成30年度事業費の確定に伴いまして起債許可が確定しましたので、限度額の補正を行うものでございます。

また、公共事業債では、県営の水環境整備事業費、県営の湛水防除事業費の市町負担金の確定による限度額の補正及び国の防災・減災国土強靱化のための3カ年の緊急対策事業として前倒しを行う雁ヶ地・福崎線の道路改良事業の新たな事業費が認められたので、この財源といたしまして、新たに発行予定をする事業費の追加とあわせまして、限度額の補正を行うものでございます。

次に、補正予算に関する説明によりまして予算の内容を説明申し上げます。

8ページの歳入事項明細書の総括を割愛させていただきまして、9ページ、10ページの歳入から、それぞれの担当所管ごとに説明させていただきます。

○税務課長（藤井光利君） それでは、9ページ、10ページをごらんください。

1款町税、1項1目個人です。補正額といたしまして、1,130万円を減額いたしまして、予算額を3億1,160万円とするものでございます。内訳といたしましては、現年度分と滞納繰越分、それぞれ記載のとおりでございますが、主な要因といたしましては、所得割の中で30年度の課税につきまして、課税標準額が29年度に比べ農業所得で大きく54.6%の減となったところが大きな要因でございます。

続きまして、滞納繰越分につきましては、主な要因といたしましては、1件、競売事件がありまして、交付要求中ではございますが、配当の見込みが低いというふうに判断いたしましたところで、このような歳入の予定を立てましたので、このような減額をするものでございます。

続きまして、2目法人でございます。248万円を減額いたしまして、予算を8,520万円とするものでございます。現年度分にいたしましては、繰越分ということで記載のとおりでございますが、現年度分の減額の要因といたしましては、前期の事業確定に伴う予定法人税の額に比べまして、確定法人税額が減少となったことが主な要因でございます。滞納繰越分は、個人と同様、1件の競売事件がありまして、交付要求中のものの配当が少ないという判断をしたもので、それが主な要因でございます。

続きまして、1款2項固定資産税の1目固定資産税でございますが、270万円を減額し、予算を5億580万円とするものでございます。主な要因といたしましては、滞納繰越分ということで、これも先ほどの個人、法人と同様、1件の交付要求の中の見込みを立てまして、270万円を減額しようとするものでございます。

続きまして、2款地方譲与税、1項1目地方揮発油譲与税でございます。交付の状況、

譲与の状況を勘案いたしまして精査ということで、50万円を減額するというので、予算を1,050万1,000円とするものでございます。

続きまして、2項1目自動車重量譲与税でございます。170万円を減額いたしまして、予算を2,590万円とするものでございまして、これも譲与の状況を踏まえまして、本年度の歳入の見込みを立てたというものでございます。

続きまして、3款利子割交付金、1項1目利子割交付金でございます。40万円を増額し、予算を190万円とするものでございまして、これも交付の状況を精査いたしまして、本年度40万円を増額して、精査の見込みを立てたというものでございます。

めくっていただきまして、11ページ、12ページをごらんください。

4款配当割交付金、1項1目配当割交付金でございます。これも交付金ということで精査をいたしまして80万円を減額し、予算を470万円とするものでございます。同様、交付の状況を精査いたしまして、80万円を減額しようというものでございます。

続きまして、7款自動車取得税交付金、1項1目自動車取得税交付金でございます。これも同様、交付金でございますので、本年度の精査をいたしまして、280万円を増額して、予算を1,300万円とするものでございます。

続きまして、8款地方特例交付金、1項1目地方特例交付金でございます。同様、精査をいたしまして37万4,000円を増額し、予算を307万4,000円とするものでございます。これにつきましては、交付が4月、9月ということで、本年度交付金の額が固まっておりますので、精査というか、確定による精算という形で予算をこのように増額いたしまして、計上するものでございます。

以上でございます。

○建設課長（浅野 覚君） 11款分担金及び負担金の2項負担金でございます。このうち3目の土木費負担金につきましては、25万9,000円を減額し、16万2,000円とするものでございます。橋梁点検業務負担金としまして、鍋田川に係る3橋分の橋梁点検費用、この分の弥富市負担分を受け入れるものでございます。これの精算でございます。

続きまして、13ページの13款国庫支出金の関係です。

おめくりいただきまして、5目土木費国庫補助金、15ページでございます。このたび3,000万9,000円を増額し、7,731万9,000円とするものでございます。道路事業と住宅関係の社会資本整備総合交付金の受け入れでございます。内容としましては、道路関係については、国の2次補正に対応しまして雁ヶ地・福崎線の関係で3,050万円を、また、住宅事業につきましては、木造住宅に係る設計補助金等々の申請見込みを1件上げておりましたが、見込みがないということで、この分を49万1,000円減額するというものでございます。

以上です。

○住民課長（山田克己君） 次に、7目の総務費国庫負担金では、559万3,000円減額し、818万6,000円とするものでございます。住民課所管では、個人番号カード交付補助金において、交付実績に基づき39万3,000円減額するものでございます。

以上でございます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 9節の地方創生推進交付金、本年度実施する地方創生事業費の実績によりまして、補助金の減額補正をさせていただくものでございます。

以上です。

○産業課長（平松孝浩君） それでは、ページをおめくりいただきまして、17、18ページをお願いいたします。

項、変わります。2項の県補助金になります。

3目の農林水産業費県補助金、401万4,000円を減額し、3,240万5,000円とするものでございます。農業総務費補助金は、農業委員会運営に係る追加交付金、農業振興費補助金、経営体育成事業補助金19万1,000円では、昨年の台風によります被害を受けた農産物の生産施設の修繕を支援するための補助金で、補助率は2分の1、差額は生産者の方の負担ということになっております。また、農地中間管理事業費補助金、そして地籍調査事業費補助金、これらにつきましては、本年度補助額が確定しておりますので、減額をしたものでございます。

以上でございます。

○建設課長（浅野 覚君） 続きまして、19ページです。

4目土木費県補助金では、154万円を減額し、3万9,000円といたします。それぞれ木造住宅に係ります耐震補強設計、それから空き家リノベーション支援事業、それぞれ1件分を計上しておりましたが、本年度、申請見込みがないといったことから、この分を減額するというものでございます。

以上です。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 3項の委託金、1目の総務費の委託金、195万6,000円を追加するものでございます。1節の総務費の委託金、4月7日執行予定の三重県知事及び県議会議員選挙の本年度交付額の確定によりまして、追加補正をさせていただくものでございます。

以上です。

○税務課長（藤井光利君） 2節徴税费委託金につきましては、県税徴収事務委託金といたしまして、私どもで賦課徴収をさせていただいております個人町・県民税分の県民税分ということで、県のほうから事務の委託金をいただくものでございまして、精算見込みという形で125万円をここで計上させていただいているものでございます。

○危機管理課長（小島裕紹君） 3節の統計調査費委託金でございます。指定統計調査に対します交付金額の確定によりまして、追加補正を行うものでございます。

以上です。

○建設課長（浅野 覚君） 続きまして、5目土木費委託金では、1万3,000円を減額いたします。建築確認の受け付け件数によって県から支出される交付金でございますが、実績ゼロのため減額するというものでございます。

以上です。

○会計管理者（服部孝龍君） 次に、15款の財産収入、2目の利子及び配当金として、39万7,000円を追加して、1,075万6,000円にするものでございます。これにつきましては、基本財産利子、財政調整基金利子を年度末に向けて予算の精査をして、増額を見込んでおります。

以上でございます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 21、22ページをお願いいたします。

16款1項1目の一般寄附金でございます。ふるさと応援寄附金の受け入れ実績に合わせまして、2,300万円を追加補正するものでございます。また、2目の民生費の寄附金、続いて、4目の教育費の寄附金は、いただきました指定寄附を基金に積み立てようとするものでございます。

続いて、17款の繰入金、1項3目の土地取得特別会計繰入金、191万4,000円の追加でございます。財産区分の管理区分の変更によりまして、土地取得会計で先行取得した土地を一般会計で買い戻すため、同会計の精算額として、191万4,000円を一般会計へ繰り入れるものでございます。

続きまして、2項の基金の繰入金、2目の財政調整基金の繰入金、2,700万円の減額でございます。財政調整基金は、平成30年度当初予算において不足財源2,700万円を当基金から取り崩して財源の確保を求めておりましたが、この財源の確保が図られたことから、全額を減額するものでございます。

次の4目の減債基金の繰入金、3,400万円の減額でございます。同様に、公債費の償還財源といたしまして当初見込んでおりましたが、これも財源の確保ができたことから、3,400万円全額の減額を行うものでございます。

続いて、19款の諸収入、3項2目の総務費の受託事業収入でございます。50万円の減額でございます。木曾岬干拓地の排水機場の運転管理費及びわんぱく原っぱの維持管理実績により、事業収入を精査したものでございます。

以上でございます。

○建設課長（浅野 覚君） 3目土木費受託事業収入です。124万7,000円の減額となっております。国交省からの委託であります木曾川堤防清掃事業につきましては、業務完了による精算減をこのたび行うというものでございます。

以上です。

○危機管理課長（小島裕紹君） ページ、めくっていただきまして、23ページ、24ペ

ージでございます。

5目の雑入です。72万8,000円を追加しようとするものでございます。このうちの1節団体支出金でございますが、消防団員の退職報償金におきまして、退職消防団員の人数が7名と確定したことに伴いまして減額をしようとするものでございます。

以上でございます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 3節の雑入でございます。上段は、三重県市町村振興協会の交付金は、オータムジャンボ配当金の確定によりまして、57万9,000円を追加補正させていただくものでございます。また、その下段の36万6,000円、雑収入にございましては、コピー代等の実績により補正をさせていただくものでございます。

続いて、20款の町債、1項2目の土木債、3,050万円の追加でございます。冒頭申し上げましたように、防災・減災、国土強靱化のための3か年の緊急対策事業として施行する雁ヶ地・福崎線の道路改良工事の内示を受けましたので、この財源として新たに借り入れを行うものでございます。

続いて、3目の総務債、1節の一般単独事業債では、J-ALERT事業の精査によりまして10万円の減額、4節の公共事業等債では、南部地区の避難タワーの事業費の精査によりまして、1,190万円を追加するものでございます。

5目の農林水産事業債は、湛水防除事業及び地域用水環境整備事業の市町の負担金の確定によりまして、公共事業債の借入額を1,030万円増額補正させていただくものでございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、25、26の総括を割愛させていただきまして、27、28ページから説明をさせていただきます。

○議会事務局長（白木 悟君） 27、28ページをお願いいたします。

1款議会費、1項1目議会費におきまして、このたび64万4,000円を減額し、補正後の予算額を5,560万7,000円としております。年度末を控え、議会議員共済費、調査旅費、それから会議録作成委託料など、執行実績に基づきまして減額を行ったものでございます。

以上でございます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 2款総務費、1項1目一般管理費でございます。このたび208万2,000円を追加いたしまして、1億8,770万8,000円とするものでございます。まず、2節の給料から4節の共済費、職員の部分休業、また、病気休職に伴う人件費の減額補正を行うものでございます。中の3節の職員手当の時間外手当及び宿・日直手当につきましては、不用額を精査させていただいたものでございます。

8節の報償費、ふるさと応援寄附金の返礼品代、12節は返礼品の送料、また、13節は、ふるさと納税ポータルサイトへの管理運営費の委託料をそれぞれ実績を踏まえまして

追加させていただくものでございます。

以上でございます。

○**議会事務局長（白木 悟君）** 2目文書広報費におきまして、23万円を減額し、補正後の総額を357万円といたしております。町広報紙の印刷経費におきまして、実績と今後の発行経費を精査し、予算額を減額するものでございます。

以上でございます。

○**総務政策課長（伊藤啓二君）** 29ページ、30ページをお願いいたします。

5目の財産管理費、4,619万7,000円を追加いたしまして、1億4,268万6,000円とするものでございます。11節の需用費、庁舎管理の燃料費、光熱水費の予算を精査したものでございます。

13節の委託料でございますが、このうち作業委託料につきましては、公会計業務の完了並びに福祉センターの外壁等の設計業務の完了によりまして、それぞれ減額をさせていただきました。

14節の賃借料におきましては、公用車の借上料の精査をしたものでございます。

また、15節の工事請負費は、議場設備の操作監視盤機器の修繕工事をこのたび新たに計上させていただきました。

25節の積立金、基金の利息の確定に伴う補正と及び減債基金、財政調整基金におきましては、財源の安定化を図るためこのたび積み立て及びふるさと応援寄附金では、寄附金の実績に合わせてそれぞれ記載の金額を基金に積み立てを行うものでございます。

28節の繰出金、土地取得会計の本年度の精算見込みによりまして、一般会計からの繰出金を減額するものでございます。

続いて、6目の企画費、このたび1,260万2,000円を減額いたしまして、2,529万8,000円とするものでございます。

13節の委託料での業務委託料におきましては、町勢要覧の編さん業務の完了とわいわい市場の実行経費の確定による減額でございます。また、計画策定委託料につきましては、総合計画の策定業務の完了及び拠点施設の基本構想業務の確定によりまして、それぞれの不用額を減額したものでございます。

14節の賃借料、わいわい市場のテントの借上げを計画しておりましたが、別途対応できましたので、減額させていただくものでございます。

続きまして、7目の木曾岬干拓事業推進費、このたび50万円を減額するものでございます。13節の委託料におきまして、干拓排水機場運転管理委託料の精査を行ったものでございます。

続いて、諸費では、このたび40万6,000円を減額するものでございます。1節の報酬では、行政調査員の報酬の実績及び9節の旅費につきましては、本年度の区長研修を町内視察で研修したことによりまして、この不用額を減額するものでございます。

以上でございます。

○危機管理課長（小島裕紹君） ページ、おめくりいただきまして、12目高度情報処理対策費でございます。49万円を減額いたしまして、6,563万1,000円とするものでございます。役務費におきましては、通信回線使用料の精算見込みにより、また、委託料におきましては、研修委託事務の精算見込みによりまして、それぞれ減額をしようとするものでございます。

続く、13目交通安全対策費でございます。10万円を減額いたしまして、133万6,000円とするものでございます。交通安全運動期間中に配布をいたします啓発物品の購入費の精算見込みによりまして、減額するものでございます。

続く、14目自主運行バス運行事業費では、4万8,000円を減額いたしまして、3,983万9,000円とするものでございます。報酬におきまして、地域公共交通会議への委員の皆様のお出席の実績に伴いまして、減額をしようとするものでございます。

以上でございます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 15目の町制記念事業費、70万円の減額でございます。本年度計画いたしました町制施行30周年記念式典が完了いたしましたので、それに付随する記念品、消耗品、印刷費、式典事業委託料の不用額をそれぞれ減額したものでございます。

以上です。

○危機管理課長（小島裕紹君） 16目の防犯対策費では、47万円を減額いたしまして、795万9,000円とするものでございます。消防団員の年末防犯夜警への出動報酬の確定、そして、安全灯に係ります電気代の精算見込みに伴いまして、減額を行うものでございます。

以上でございます。

○税務課長（藤井光利君） 続きまして、2項1目税務総務費でございます。110万円を減額するものでございまして、内訳といたしましては、職員の共済費の減ということでございます。

続きまして、2目賦課徴収費でございます。141万6,000円を減額するものでございます。内訳といたしましては、役務費で記載のとおりでございますが、通信運搬費につきましては納税通知等の郵送の実績ということの精査、それから、振替手数料につきましては、銀行窓口の手数料の実績による減ということでございます。

13節委託料でございますが、106万5,000円を減額するものでございまして、めくっていただきまして、34ページ、上のところをごらんください。公図等分筆加除委託料の減につきましては、固定資産税の賦課につきましては1月1日現在ということで、前年の登記の移動であるとか、家屋の現地の調査による精査ということで調査をいたしまして、その実績による精査というものでございます。それから、鑑定評価委託料につき

ましては、審査申し出があれば専門家にアドバイスをいただいて業務を進めるものですが、幸い審査申し出がなかったということで、この36万7,000円の予算を減額するものでございます。

以上でございます。

○住民課長（山田克己君） 次に、3項1目戸籍住民基本台帳費では、39万3,000円を減額し、1,636万6,000円とするものでございます。個人番号カードの交付実績見込みにより、J-LISへの事務委任交付金を減額するものでございます。

以上でございます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 4項選挙費、4目三重県知事・県議会議員選挙費、このたび50万円を追加させていただきます。4月7日執行予定の三重県知事及び県議会議員選挙の執行交付金の確定に伴いまして、選挙用備品を追加計上させていただくものでございます。

以上でございます。

○危機管理課長（小島裕紹君） ページをおめくりいただきまして、2目の指定統計調査費でございます。3万1,000円を増額いたしまして、64万9,000円とするものでございます。交付金額の確定に伴いまして、それぞれの調査事務におきまして消耗品による精査、これをする必要がございましたので、増額しようとするものでございます。

以上でございます。

○議会事務局長（白木 悟君） 6項1目監査委員会費におきましては、37万9,000円を減額し、補正後の予算額を318万6,000円とするものでございます。年度末を控え、監査委員研修に係る旅費の実績により減額し、派遣職員配置に伴う事務委託費に関しては、単価並びに従事日数等を精査し、予算減額をするものでございます。

以上でございます。

○産業課長（平松孝浩君） 続きまして、ページ、飛びます。49、50ページをお願いいたします。

5款の農林水産業費、1項農業費でございます。1目の農業委員会費は、10万円を減額し、171万8,000円とするものでございます。委員報酬の精査による減額でございます。

次に、2目の農業総務費、20万円を減額し、2,698万8,000円とするものでございます。人件費の関連予算を減額したものでございます。

次に、3目の農業振興費、267万9,000円を減額し、595万2,000円とするものでございます。説明欄の中間に経営体育成支援事業補助金19万1,000円とあります。これは歳入のほうでも説明させていただいたように、台風被害によります修繕に要する費用の補助金で、修繕工事を4月から5月ということで予定しておりますので、この予算全額を繰り越しさせていただくものでございます。その他は説明欄記載のとおりで

ございます。

1枚、めくっていただきまして、4目の需給調整推進対策事業費、555万9,000円を減額いたしまして、393万8,000円とするものでございます。需給調整推進対策補助金は、備蓄米、加工用米、麦の転作による助成金の精算、そして、農地集積・集約化の支援の補助金、農地の集約、集積等による補助金を実績により精査し、減額したものでございます。

以上でございます。

○建設課長（浅野 覚君） 7目農業集落排水事業費では、787万円を減額し、5,813万円とするものでございます。本特別会計の補正予算に合わせまして、一般会計からの繰出金を減額するというものでございます。

以上です。

○産業課長（平松孝浩君） 続きまして、項、変わります。2項の1目農地総務費では、10万円を減額し、1,425万3,000円とするものでございます。こちらも人件費の関連予算を減額したものでございます。

2目の土地改良費、150万8,000円を減額し、6,384万3,000円とするものでございます。17節の公有財産購入費、191万4,000円は、水環境整備事業で公園整備を行っている用地の一部を土地取得特別会計で先行取得しておりますので、この用地の買い戻しに要する用地買収費で、その他は説明欄記載のとおりで、事業の精査を行ったことによる減額でございます。

次に、3ページをめくっていただきまして、3目の湛水防除費でございます。918万円を増額し、5,658万6,000円とするものでございます。川先排水機場建築工事で国の補正予算がつきましたので、追加補正を行うものでございます。

次に、6款商工費、1項2目の商工振興費、10万2,000円を減額し、432万8,000円とするものでございます。利子補給金の精査によります減額をするものでございます。

3目の観光費、96万8,000円を減額して、1,033万8,000円とするものでございます。鍋田川の桜並木の管理委託料精算によります減額をしたものでございます。

以上でございます。

○建設課長（浅野 覚君） 款が変わります。7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費では、37万1,000円を減額いたします。ここでは職員1名分の人件費であるとか事務費を計上しております。それぞれ諸般の精査見込みによる減額というものでございます。

めくっていただきまして、2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費では、459万3,000円を減額し、7,738万5,000円といたします。委託料におきましては、測量設計業務委託料としまして、県建設技術センターへの委託関係の精査、また、道路等管理

作業委託料としましては、除草や街路樹の剪定といった精査見込みによる減額をそれぞれ行うというものでございます。また、工事請負費の260万1,000円の減額につきましては、町道鍋田川線の舗装修繕工事、これの工事完了に伴います精算減でございます。

2目道路新設改良費では、6,300万円を補正し、1億5,951万8,000円とするものでございます。歳入の説明にもございましたとおり、国の2次補正に対応するもので、雁ヶ地・福崎線の道路改良工事として計上するというものでございます。

変わりました、3項河川費、1目河川総務費では、20万円を減額し、714万4,000円といたします。まず、委託料の20万円の減でございますが、木曾川堤防の除草業務完了に伴います精算減、おめくりいただきまして、2目の交流事業費について、48万9,000円の減、これにつきましては、昨年7月28日に予定されておりました長野県木祖村の木曾川源流夏祭り、これが台風21号で中止になりました。そのため減額するものでございます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 4項の都市計画費、1目都市計画総務費、65万円の減額でございます。1節の報酬の減額は、本年度開催案件がなかったこと及び13節の委託料の減額は、本年度施行いたしました基礎調査の入札差金を減額するものでございます。

以上でございます。

○建設課長（浅野 覚君） 2目都市下水路費では、80万円を減額いたします。委託料につきましては、シルバー人材センター等へ委託します草刈り等の費用、また、工事請負費につきましては管理工事といったことで、それぞれ精査見込みによる減額でございます。

3目の公共下水道費では、608万9,000円を減額し、2億1,419万1,000円とするものでございます。本特別会計の補正による一般会計からの繰出金を減額するというものでございます。

5目公園費では、30万円を減額いたします。都市公園管理委託費としまして、グルービーパークに係る委託費用です。

おめくりいただきまして、5項です。5項住宅費、1目住宅管理費では、337万1,000円を減額し、18万3,000円といたします。木造住宅に係ります耐震補強や設計、あと、空き家リノベーション支援につきましては、それぞれ1件分を申請しておりましたが、申請見込みがないといったことから、このたび減額するというものでございます。

以上です。

○危機管理課長（小島裕紹君） 款、変わりました、8款消防費、1項1日常備消防費でございます。126万6,000円を減額いたしまして、8,264万7,000円とするものでございます。桑名市に委託しております消防事務委託に関する経費を計上するところでございまして、消防本部職員及び長島木曾岬分署の職員の人件費等の精査が行われたことに伴いまして、減額をしようとするものでございます。

続く、2目非常備消防費では、169万2,000円を減額いたしまして、1,169

万7,000円とするものでございます。消防団の活動に関する出動報酬の見直し、退職報償金の額及び31年度の新規入団員の人数の確定、また、次ページの備品購入費におきましては、安全装備品購入に伴う精査によりまして、それぞれ減額をしようとするものでございます。

61ページ、62ページの3目消防施設費でございます。168万1,000円を減額いたしまして、686万3,000円とするものでございます。消防団分団に対する機械器具保守委託料の単価の見直しに伴いまして増額をし、また、消火栓用備品の購入に伴う精査及び水道会計にお支払いいたします消火栓、防火水槽の修繕工事に係る負担金額の確定によりまして、それぞれ減額をしようとするものでございます。

続く、5目の災害対策費では、302万円を減額いたしまして、1億4,251万円とするものでございます。主なものといたしましては、報酬、共済費におきましては、防災指導員に支払います時間外手当の精算及び社会保険料等の見直しを行ったことにより減額、13節委託料におきましては、南部地区津波避難タワー建築工事に伴います工事監理業務の精査によります減額、15節工事請負費では、南部地区津波避難タワー建築工事の事業完了に伴いまして、それぞれ減額をしようとするものでございます。

以上でございます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） ページを飛びまして、71、72ページまでお願いいたします。

10款1項の公債費、まず、1目の元金、45万4,000円の増額でございます。また、2目の利子では、462万4,000円の減額でございます。今年度の償還額の確定によりまして、不用額をそれぞれ精査させていただくものでございます。

11款の予備費、1項1目の予備費でございます。72万1,000円追加をいたしまして、753万6,000円とするものでございます。地方自治法で定める予備費で、この補正予算の歳入歳出の均衡を図ったものでございます。

続きまして、73、74ページには、給料及び職員手当の補正を行っておりますことから、給与費の予算の給与費明細書を添付させていただきました。

また、75ページをお願いいたします。

地方債に関する調書でございます。このたびの補正予算におきまして、地方債の借入額の変更を行っておりますことから、添付させていただいております。これらの添付資料につきましては、後ほどお目通しを願いたいと思います。

以上で一般会計補正予算（第4号）の説明とさせていただきます。

○委員長（服部英二夫君） 事務当局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言ください。なお、進行上、発言される方は手を挙げられ、委員長の許可に基づき発言されますようよろしく申し上げます。

○委員（鎌田鷹介君） 6ページの第2表繰越明許費の中の2款1項一般管理費の福祉教

育センター外づけ階段設置事業についてですけれども、これは6月に補正が上がっていると思うんですけど、繰り越しにする理由と、あと、いつまでの工期を予定しているのかという2点をお聞きいたします。

○総務政策課長（伊藤啓二君） このたび繰越明許費事業として計上させていただきました福祉センターの外づけ階段設置工事、委員おっしゃるように補正予算で予算を追加させていただきましたが発注させていただきましたが、当初、一番最初に発注させていただきましたのが10月に発注させていただきましたが、その後、入札の不調に伴いまして、最終で年明けの1月に3度目の入札を行いまして業者が確定しました。そして、3月末の工期で予定をしておりましたが、近隣の骨材、特にボルト等の骨材の流通が非常に手に入らないというような状況の中で、工期に間に合わないということが判明をしまして、この2月末の段階で工期を4月末の予定で、今現在、変更協定を結びながら契約させていただきたいということで、このたび外づけ階段の設置事業のほうにつきましては、来年度への繰り越しをお願いしたいということで計上したものでございます。

以上です。

○委員長（服部英二夫君） ほかに御質疑ございませんか。

○委員（伊藤厚紀君） 10ページ、まず、1節現年度課税分、こちらが農業所得が減っているからという理由を説明いただいたんですけども、数字の根拠といたしますか、世の中、アベノミクスで景気がいいと言っているみたいですが、数字は下がっているということなんでしょうか。

それから、あと、2節の滞納繰越分なんですけれども、これは確定をしているんでしょうか。先ほどの説明だとほぼほぼ間違いないだろうというようなニュアンスで説明されていたんですけど、手法として正式に確定していないのに、不納欠損との関係がどうなるのかということをお伺いしたいです。

それから、ページ、飛びまして、30ページ、6目企画費、13節委託料なんですけれども、1,000万円くらい余っているようなんですが、いわゆるパフォーマンスはどうだったのでしょうか。

それから、52ページ、4目需給調整推進対策事業費の19節農地集積・集約化支援補助金なんですけれども、526万円減った理由を説明願います。当初で526万円上がっていたはずなのですが。

それから、ページがそのまま、土地改良費なんですけれども、節で17節公有財産購入費ということなんですけれども、これは土地取得会計からということで、このやり方で、これでいいんでしょうかということをお伺いします。

以上です。

○税務課長（藤井光利君） じゃ、10ページの先ほど御質問いただきました個人住民税の件について答弁いたしたいと思います。

農業所得について、54.6%減というのは、具体的な数字を申し上げますと、課税標準額というのは税率、個人住民税については町・県民税で10%、うち町民税部分が6%ということですので、税率を掛ける前の数字が課税標準額ということで、農業所得者の課税標準額2億6,733万6,000円が29年度です。それで、30年度の課税標準額が1億2,149万9,000円ということで、前年比45.4%ということで、54.6%の減ということがこの主な要因であるというふうに申し上げたところでございます。

続きまして、滞納繰越分のことですが、決算見込み430万円ということで立てましたので、既決予算額との間で260万円の減をするということでもございまして、先ほど説明を申し上げました主な要因といたしましては、滞納者1件について競売事件がありまして、交付要求中ではございますが、配当があればよろしいんですが、配当見込みが低いというふうに判断いたしましたので、これも勘案いたしまして、決算の見込みは立てた結果ということで260万円を減額するという補正予算でございまして。

以上でございます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 次に、30ページの企画費の委託料、この中で、計画策定業務約1,000万ほどが余っておるがというような御質問趣旨であったかと思いますが、このたびの減額につきましては、当初計画しておりました総合計画の後期の策定業務、これの入札差金等によります業務の確定並びに拠点施設の基本設計業務を当初に上げておりましたが、これらの業務の確定によるものでございます。

ただし、拠点施設につきましては、当初は基本設計までの業務をこの年度に行うという予定でございましたが、まずは設計を行う前にこの拠点施設のあり方そのものの市場調査等も含めた業務をまず行うということが必要であるということが、基本構想業務までに切りかえを行って発注を行ったことから、これらの予算の不用額、それから差額が生じてきたというものでございます。

以上でございます。

○産業課長（平松孝浩君） 続きまして、ページは、51、52ページになります。

こちらの4目の19節負担金、補助及び交付金の中の農地集積・集約化支援補助金526万円減額ということになっております。こちらが全額減額をしておるのではないかとというような御指摘をいただきました。

この予算につきましては、農地中間管理機構というところの補助事業を対象にして8割を集積するという国の目標がありまして、それに向けて市町が取り組んでいるということがございます。補助事業にはそれなりの制約もございまして、それから漏れるような方につきましては、この526万円という町の単独事業をもちまして国の目標達成のために推進していこうというようなことの予算でございました。

ところが、本年度につきましては、1ヘクタールの方が農地中間管理機構を利用して、その方につきましては補助事業の対象になったということもございまして、この単独事業

の部分は本年度は利用することはない、一部集積ができたというような形になっております。

また、2項農地費の2目土地改良費の中の公有財産購入費の件でございます。この方法でいいのかというような御指摘をいただいたわけですが、まず、この土地でございますけれども、この土地につきましては、現在の下流ポケットパーク、中央幹線沿いで水環境整備事業におきまして下流ポケットパークの造成をしております。その起業地であります栄の110番、111番地という土地がございます。当時、この土地を三重県が有償で借り受けまして、当時の事業として地域用水・水環境整備事業という事業であったり、地域用水機能増進事業という事業、こういった事業に取り組んで、水質の浄化実験を行ってございました。そういう土地でございました。

そんな中で、三重県はその跡地の110、111番地のうちの110番地を公園として整備することで、平成14年に購入されました。そのときにですけれども、栄111番地、隣の土地になりますが、これは原状復旧してもとの地権者に返還するという計画で県は進めておりました。

そんな中、町としては栄111番地も含んだ公園整備ができるように、その当時、土地取得特別会計において公共用地として先行取得したものでございます。この土地を今回下流ポケットパークが完成するということになってきましたので、町の一般会計において財産移管するというようなことを、そのための予算措置をさせていただいたということになります。

説明は以上です。

○委員長（服部英二夫君） ほかに御質疑ございませんか。

よろしいでしょうか。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 私が最初に答弁した内容に、担当のほうを確認しましたら誤りがございました。

6ページで、繰越明許費の福祉センターの外づけ階段の設置事業、これの工期は大体どのくらいなんだということで、私は4月末までの予定としてお答えさせていただきましたが、今、担当が確認をさせてもらいましたら、骨材、特にボルトの納入が非常に流通が悪いということで、5月の段階でしか納入ができないと、それから工事を進めても5月末から6月の初旬までぐらいかかる予定だということが今の業者のほうからの日程でございますので、説明を訂正させていただきます。

以上です。

○委員長（服部英二夫君） 御質疑ございませんか。

○委員（伊藤好博君） 9ページ、10ページのところの町税なんですけど、今、競売、滞納分を含めて、滞納繰り越し、競売に係る減額ですが、これは1個人の分ですが、法人の分はそれには関連していないんですかね、その下の法人税のほうの減には。滞納分8

万円とあるんですが。

○**税務課長（藤井光利君）** 同じ滞納者で、個人のところ、それから法人のところ、それから固定資産税のところ、それぞれ1件のものがかかっております。ちなみに、この案件につきましては、三重地方税管理回収機構に1年ほど前から移管してあるものでありまして、三重地方税管理回収機構の中でいろいろ交渉をしていただいていたのですが、残念ながらこういうことになってしまって、それで、我々としては交付要求はしておりますが、なかなか厳しい状況であるということを管理回収機構のほうから聞いておりますので、このたびの減額補正予算につながったというふうに御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○**委員（伊藤好博君）** そうすると、この件に関する総額ではどのくらいなの。

それと、もう一つ、違ったあれになるんですが、31、32ページのところで、14目 自主運行バス運行事業のところ、地域公共交通会議の委員報酬の減なんです、トマッピーバスの運行状況を見ておっても、委員会を開かなかったのが報酬減になっておると思うんですが、今の運行状況を見ておると、町民から見てもトマッピーバスは走っていない、代行というのか、代がえのバスばかり走っているという中で、そういう疑問がある中で、交通会議を開かなかったということになってくると思うんですけど、そここのところの考え方はどう考えてみえるかということ。

もう一点、先ほどもちょっと出ておったんですけど、49、50ページのところの農業費の農業振興事業で中間管理機構事業補助金の減なんです、これは、結局は今年度は中間管理機構に出すものが該当がほぼなかったという意味にとればいいんですかね。先ほどの伊藤厚紀委員のところの説明でもあったんですが、本年度はほとんどなかったということに考えればよかったですかね。

以上です。お願いします。

○**税務課長（藤井光利君）** それでは、10ページの先ほど御質問いただいた滞納繰越分の競売事件の関係なんです、ここで滞納者のもちろん氏名を申し上げられませんが、大体想像がつくところではないかなというふうに想像すると、今ここで数字はつかんでおりますが、なかなか、具体的な数字を申し上げるのは非常に微妙なところがあるのかなというふうに思っておりますので、総額の中で幾ら幾らというのはなかなか言いやすいんですけど、何となく想像がつく誰々の額がというのは、なかなか、この場で申し上げるのはちょっと御勘弁いただきたいかなというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいなと思っております。

○**委員（伊藤好博君）** 総額を教えてくださいと私は言ったんですよ。総額でどのくらいになるかということ。

○**税務課長（藤井光利君）** それでは、合わせて申し上げます。

合わせて3つの税の中でおおよそ500万円弱というふうに申し上げさせていただきます。

いと思います。

○危機管理課長（小島裕紹君） 31ページ、32ページの自主運行バスのところですがけれども、私の説明が言葉足らずでございまして、会議自体は2回開催はさせていただいております。その会議に全員出席ということで予算を見込んでおったんですけれども、欠席の方がおみえになったので、その分を減額させていただくというような形になっています。

今回に関しましては、2回の会議と、プラス、あと、委員の皆様方に実際にバスに乗っていただいて弥富まで行っていただいて、バスの本当の状況を見ていただくというようなことまでやらせていただいておりますので、ことしは割と充実させていただいたかなというふうに思っております。

○産業課長（平松孝浩君） ページで言いますと50ページの3目の農業振興費の19節、説明欄一番下のところの農地中間管理事業補助金のあたりのところの御質疑をいただきました。

ここに書いてあります農地中間管理事業補助金、こちらは国が示す補助金の対象となる形で中間管理機構に預けた方に対する補助金をここから支出させていただいております。

今回、この事業については、当初予算では7.5ヘクタールを見込んでおりましたところ、1ヘクタールの方が農地中間事業の国に沿った形の利用で中間管理に預けられたということで、その方に支出した分を除いて、あと、残りはここで精査して減額させていただいたということになります。

そして、1枚めくっていただきまして、51、52ページの4目の需給調整推進対策事業費の中の19節農地の集積・集約化支援補助金、こちら、526万円減額しております。これもやろうとしていることは一緒なんですけれども、こちらは町の単独事業でやろうとしている予算ということで、本年度につきましては単独事業を利用した農地中間管理事業に預ける方はどなたもいなかったというようなことで、こちらは全額を減額させていただいたということになります。

以上でございます。

○委員長（服部英二夫君） ほかに御質疑ございませんか。

○副委員長（三輪一雅君） 先ほどから質問がありましたが、6ページの繰越明許の外づけ階段の件ですけど、説明で6月補正で10月に入札を行ったけど不調だったということで、そもそもそこに4カ月を要した理由をちょっと教えてほしいのと、それから、これも先ほどからお話がありましたけど、10ページの町税の部分で、農業者の方の税が54.6%減というような説明がありまして、これはやはり台風がありましたので、そこら辺の要因が大きかったのかどうか、ちょっと確認をしたいというふうに思います。

○総務政策課長（伊藤啓二君） まず、6ページの繰越明許の件なんですけど、先ほども説明させていただきましたように、本年度6月補正でこの事業を計画して予算をいただきまして、その後、発注に向けて設計のほうを整備しておって、図面等、現場発注させてもら

いながら進めてまいりました。

その間に、9月の段階までに現地の状況調査、そして、設計を仕上げまして10月の発注に向けて施行を進めていったわけですが、第1回からやった入札におきまして不調を来しましたので、その後、設計の組みかえ、内容精査等を行いまして2回、そして3回と、2回目の不調に終わって、そして、また工事の内容を組みかえて3回目の発注をして、やっと業者が1月の長い期間だというような状況の経緯を踏んでおります。

したがいまして、6月の予算から10月までかかったといいますのは、この間の現地調査のほうと設計に要した期間というふうで御理解いただきたいと思えます。

以上です。

○**税務課長（藤井光利君）** 先ほど御質問いただきました、9ページ、10ページの農業所得がという件ですが、ちなみに申し上げますと、29年度は先ほど申し上げましたように、課税標準額がおおよそ2億6,700万円ぐらいだったというふうに申し上げまして、それで、30年度がおおよそ1億2,100万円ということで、おおよそ半減しているわけですが、28年度は1億4,500万ということで、そういうふうに考えると、29年度がちょっと高かったのかなというふうに思っております。

28年度と30年度が、もう一度申し上げますが、28年度がおおよそ1億4,500万で、30年度が1億2,100万円ということで、28年度よりは30年度のほうが少ないですけど、こうやって3年度を比べると、29年度が2億6,700万ということで高かったということなのかなというふうに考えております。

以上です。

○**委員長（服部英二夫君）** ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（服部英二夫君）** それでは、御質疑もないようですので、これで質疑を終わりたいと思えますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（服部英二夫君）** 異議なしと認め、質疑を終わります。

ここで休憩をさせていただきます。10時35分まで休憩とさせていただきます。

午前10時19分休憩

午前10時34分再開

○**委員長（服部英二夫君）** 休憩を解き、委員会に戻します。

次に、議案第5号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○**総務政策課長補佐（中山重徳君）** 議案第5号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計補正予算（第1号）の説明を申し上げます。

第1条第1項は、既決予算額に歳入歳出それぞれ172万円を増額し、予算の総額を472万円とするものでございます。

第2項では、補正の区分及び金額を、第1表、歳入歳出予算補正に定めることを規定するものでございます。

124、125ページの第1表、歳入歳出予算補正をごらんください。

歳入では、ごらの3款3項の補正をお願いし、歳出では2款2項の補正をお願いし、このたび172万円の増額をし、472万円の予算とするものでございます。

歳入の総括表を割愛し、127、128ページの歳入事項別明細をごらんください。

2款1項1目繰越金、前年度決算により8万1,000円を増額するものであります。

3款1項繰入金、1目一般会計繰入金、この会計の財源の繰入金27万5,000円を減額し、9万3,000円とするものでございます。

4款1項財産売払収入、1目不動産売払収入、ここでは町の土地取得特別会計名義で保有しておりました栄111番地の下流ポケットパークの整備用地2,393平方メートルについて、供用開始を前に町による買戻しを行おうとすることから、この土地を評価額の191万4,000円で売り払いを行うものでございます。なお、ここで受け入れた売り払い金額はそのまま一般会計に同額を繰り入れる予定でございます。

歳入については以上です。

歳出の事項別明細、131、132ページをごらんください。

1款総務費、1項総務管理費、1目財産管理費、このたび管理費の不用額として、委託料と負担金、それぞれ7万1,000円と1万1,000円を減額し、また、土地の売り払い金額191万4,000円については、町の一般会計への繰り出しをし、合計183万2,000円を増額補正するものでございます。

予備費は、11万2,000円を減額し、歳入歳出の調整を図ったものでございます。

以上が土地取得特別会計の補正予算の内容であります。

○委員長（服部英二夫君） 事務当局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言ください。

御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 御質疑もないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第6号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○建設課長補佐（伊藤雅人君） それでは、議案第6号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

平成30年度三重県桑名郡木曾岬町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

第1条第1項では、歳入歳出それぞれ400万円を減額し、歳入歳出予算の総額を8,800万円とし、第2項では、補正の区分及び金額を、第1表、歳入歳出予算補正に定めることを規定するものでございます。

134ページ、135ページ、第1表、歳入歳出予算補正をごらんください。

歳入では2款とそれに付随する2項から、また、歳出でも2款2項からそれぞれ400万円を減額し、補正後予算総額で8,800万円とするものでございます。

それでは、137ページ、138ページ、歳入の事項別明細でございます。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金では、歳出における事業費を精査したことにより、一般会計からの繰入金を787万円減額し、5,813万円とするものでございます。

4款1項1目繰越金では、前年度からの繰越金の確定に合わせ、387万円を増額し、487万円とするものでございます。

次に、141ページ、142ページ、歳出の事項別明細でございます。

1款施設費、1項施設管理費、2目維持管理費では、362万8,000円を減額し、4,877万4,000円とするものでございます。この補正内容は、委託料におきまして、台風時など時間外に施設管理の緊急対応を業者依頼した費用である特別管理業務委託で47万円の増、保守点検業務及び日常管理業務委託料では、契約額確定による補正として133万4,000円の減、汚泥運搬委託料では、運搬費の契約単価確定に合わせた見込み額の精査により173万8,000円の減、また、負担金、補助及び交付金では、汚泥処理に係る桑名広域連合への負担金確定により102万6,000円を減額するものでございます。

3款1項1目予備費では、37万2,000円を減額し、94万1,000円とするもので、この金額をもって歳出の補正額を調整しております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（服部英二夫君） 事務当局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言ください。

御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 御質疑もないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第7号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○建設課長補佐（伊藤雅人君） 議案第7号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

平成30年度三重県桑名郡木曾岬町の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

第1条では、歳入歳出それぞれ400万円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億1,500万円とし、第2項では、補正の区分及び金額を、第1表、歳入歳出予算補正に定めることを規定するもの、また、第2条では、翌年度へ繰り越す経費を、第2表、繰越明許費に定めるものでございます。

145ページ、146ページ、第1表、歳入歳出予算補正をごらんください。

歳入では5款5項、また、歳出では3款3項において、それぞれ400万円を減額し、補正後予算総額で3億1,500万円とするものでございます。

続いて、146ページ、第2表、繰越明許費でございます。

1款施設費、1項施設管理費において、総合地震対策事業で200万円を繰り越すものでございます。平成25年度に策定した総合地震対策計画が更新の時期を迎えるため、更新作業を行うものでございますが、この計画に基づく下水道の地震対策事業は国の補助対象事業となり、この計画策定費用も補助対象となっています。この計画策定費用がこのたびの国の平成30年度2次補正予算として予算化されたことから、これに対応するため町公共下水道会計の平成30年度補正予算に計上いたしますが、年度内の完了が見込めないため、当該費用を翌年度へ繰り越すものでございます。

それでは、148ページ、149ページ、歳入の事項別明細書でございます。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目公共下水道事業負担金では、5,000円を減額し、ゼロ円とするものでございます。当初、過年度工事負担金で計上しましたが、前年度に完納されたため、本補正で減額するものでございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目現年度下水道使用料では、現年度の下水道使用料の見込み精査により66万2,000円を減額し、4,329万2,000円とするものでございます。

4款繰入金、第1項1目一般会計繰入金では、歳出における事業費を精査したことにより一般会計からの繰入金を680万9,000円減額し、2億1,419万1,000円とするものでございます。

5款1項1目繰越金では、前年度からの繰越金の額の確定に合わせ、247万6,000円を増額し、447万6,000円とするものでございます。

8款国庫支出金、1項国庫補助金、1目公共下水道事業国庫補助金では、100万円を

増額し、2,888万6,000円とするものでございます。繰越明許費で説明いたしました国の2次補正に係る下水道関係の交付金について増額補正するものでございます。

次に、152ページ、153ページ、歳出の事項別明細書になります。

1款施設費、1項施設管理費、1目事務費では、職員1名分の共済組合負担金を精査したことにより10万円を減額し、1,110万7,000円とするもの、2目維持管理費では、306万3,000円を減額し、1億4,985万9,000円とするものでございます。委託料においては、国の2次補正で予算化する総合地震対策計画策定費などの業務委託料で220万円を増額、日常管理業務委託料では、契約額確定による補正として213万9,000円、汚泥処理委託料では、精査見込みに合わせて80万円を減額し、また、工事請負費では、維持補修工事完了による精算で232万4,000円を減額するものでございます。

2款公債費では、補正はございませんが、財源更正を行うものでございます。

3款1項1目予備費では、83万7,000円を減額し、84万5,000円とするものでございます。この金額をもって歳出の補正額の調整をしております。

154ページについては人件費の補正を行いましたので、給与費の明細書を添付させていただいております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（服部英二夫君） 事務当局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言ください。

御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 御質疑もないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第8号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○建設課長補佐（伊藤雅人君） 議案第8号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

第1条、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計の補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

第2条では、収益的収支の補正予算を示しております。

第1款水道事業収益では、第1項営業収益において3,463万6,000円を増額し、2億544万円とし、第3款水道事業費用では、第1項営業費用において3,178万7,

000円を増額し、2億1,014万6,000円とするものでございます。

第3条では、資本的収支の補正予算でございます。

第2款資本的収入では、負担金を4,518万円減額し、2,079万6,000円とし、第4款資本的支出では、建設改良費を5,843万4,000円減額し、2,984万3,000円とするものでございます。

なお、下の括弧書きでは、資本的収入が資本的支出に対し不足する額904万7,000円は、当該年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額67万1,000円、過年度分損益勘定留保資金837万6,000円で補填する旨を記載しております。

続いて、3ページ、今回の補正予算に係る実施計画になっておりますが、詳細については8ページの明細書で説明させていただきます。

8ページに4つの表がありますが、上段の2つが収益的収支の、また、下の2表が資本的収支について、それぞれの収入と支出をお示ししております。

1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益では、水道使用料の実績に基づき330万4,000円を増額するものでございます。

3目その他の営業収益では、消火栓の設置・取りかえ工事が不用になったこと等による事業費の精算見込みにより116万6,000円の減額、4目他会計負担金、3,249万8,000円、これは、企業庁の水道本管として整備予定の国道23号から干拓地までの約2,400メートルの詳細設計の費用を三重県から受け入れる負担金であり、支出の1目原水及び浄水費において、企業庁へ支出する3,223万5,000円の財源となっております。

具体的な整備手法については、予算議論と並行して進めていたので、当初予算では全て町の事業で実施するものとして、下段の資本的収入及び支出で予算計上しておりましたが、その後の事業手法の決定に合わせ、会計上の処理として、この経費の収入支出とも資本的収支から巻きかえるといった補正を行うものでございます。

支出の3款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費では、31節の負担金は、先ほど説明させていただきました企業庁への負担金、また、32節受水費では、県企業庁への支払い額の見込みが調ったことによる63万2,000円の増額、3目受託給水工事費は、工事費の全体の見込みができたことにより108万円を減額しております。

次に、ページ下段の資本的収入及び支出でございます。

2款資本的収入、2項1目負担金では、収益的収支で説明しました予算の巻きかえによる減額となります。

4款資本的支出、1項建設改良費、2目配水及び給水施設費では、18節委託料5,629万5,000円の減額は、先ほどの予算巻きかえによるもののほか、町水道事業変更計画の皆減、また、29節工事請負費180万9,000円の減額は、老朽管布設替え工事の工事完了による精算でございます。

3目固定資産購入費は、量水器の購入において契約額の確定による減額となっています。戻っていただき、5ページをごらんください。

平成30年度の事業が補正予算後どおりに執行された場合の予定損益計算書を示しております。末尾から2行目の当年度純利益では548万8,250円の損失が発生することを示しております。

次の6ページ、7ページについては、30年度末における予定貸借対照表となります。詳細はお目通しいただくとしまして、7ページの6ぼつ、剰余金の(2)利益剰余金のうち、ハの30年度の未処分利益剰余金が先ほど5ページで説明しました損益計算書の末尾2行目の当年度純利益マイナス548万8,250円と突合することになります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長(服部英二夫君) 事務当局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言ください。

御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(服部英二夫君) 御質疑もないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(服部英二夫君) 異議なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第9号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○総務政策課長(伊藤啓二君) 議案第9号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものでございます。

下段の提案理由でございます。

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の成立に伴い、超過勤務命令を行うことができる上限を定めるため、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

このたびの長時間労働是正のための措置といたしまして、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律によりまして、長時間労働の上限規制が導入され、国家公務員でも超過勤務命令を行うことができる上限を規則で定めるという措置が講じられることになりました。このことから、地方公務員につきましても国家公務員の措置を踏まえ、超過勤務命令を行うことができる上限を定めるものでございまして、本条例を改正しようとするものでございます。

おめくりいただきまして、条例本文でございます。

さらにめくっていただきまして、新旧対照表がございますが、こちらのほうでござんいただきますと思います。

現行条例の第10条の正規の勤務時間以外の時間における勤務に第3項を加えまして、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関して必要な事項は規則で定めるということを追加するものでございます。

参考でございますが、同条の条例の施行規則第10条におきましては、任命権者が職員に時間外命令を命ずる場合の時間といたしまして、この時間を一月当たり45時間、そして、1年におきましては360時間と、規則におきまして定めるものでございます。

戻っていただきまして、条例本文でございます。

附則でございますが、この条例につきましては、平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（服部英二夫君） 事務当局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言ください。

御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 御質疑もないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第10号、木曾岬町夢とふれあい教育基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 議案第10号、木曾岬町夢とふれあい教育基金条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

木曾岬町夢とふれあい教育基金条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものでございます。

下段、提案理由でございます。

教育振興並びに創造性豊かなふれあい文化のまちの形成に寄与することを目的に設置された同基金へ新たな寄附を受けたため、これに基づく木曾岬町夢とふれあい教育基金条例の一部を改正するものでございます。

おめくりをいただきまして、条例本文でございます。

さらにおめくりいただきますと、新旧対照表でございますが、こちらでお目通しをくだ

さい。

このたび新旧対照表の改正案でございますが、最下段でございます。内田としゑ様より同基金に対しまして30万円の指定寄附を受けましたので、この別表に加えまして、同基金の合計額を6,010万円とするものでございます。

条例本文に戻っていただきまして、附則でございます。

この条例につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上が木曾岬町夢とふれあい教育基金条例の一部を改正する条例の制定についての説明でございます。お願いします。

○委員長（服部英二夫君） 事務当局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言ください。

御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 御質疑もないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第11号、木曾岬町夢ささえあいのまち福祉基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 議案第11号、木曾岬町夢ささえあいのまち福祉基金条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

木曾岬町夢ささえあいのまち福祉基金条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものでございます。

下段、提案理由でございます。

地域福祉の推進並びに思いやりあふれる健康長寿のまちの形成に寄与することを目的に設置された同基金への新たな寄附を受けたため、これに基づく木曾岬町夢ささえあいのまち福祉基金条例の一部を改正するものでございます。

おめくりいただきまして、条例本文でございます。

さらにおめくりいただきますと、新旧対照表がございます。

こちらの対照表の改正案でございますが、このたび教育基金と同様に、内田としゑ様より同基金に対しまして50万円の指定寄附を受けましたので、第2条第2項の基金の額を5,340万円に、あわせて別表の最下段でございますが、つけ加えるものでございます。

本文に戻っていただきまして、附則でございます。

この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上が木曾岬町夢ささえあいのまち福祉基金条例の一部を改正する条例の制定について

の説明でございます。お願いいたします。

○委員長（服部英二夫君） 事務当局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言ください。

御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 御質疑もないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第12号、木曾岬町地区内集会所設置及び修繕費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 議案第12号、木曾岬町地区内集会所設置及び修繕費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

木曾岬町地区内集会所設置及び修繕費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものでございます。

下段、提案理由でございます。

木曾岬町地区集会所の修繕に対する町の助成は1回限りとされているが、近隣市町の補助の実態を踏まえ、適切な頻度で修繕を促すため、助成回数の制限を撤廃しようとするものでございます。

補足させていただきますと、町内の集会所は、同条例の適用を受け修繕され、自治会において適正に管理されているところでございますが、中には年数の経過によりまして老朽化したしまして、改めて再修繕の必要に迫られているという地区の集会所もございます。そして、こういったところから地区の補助金の要望も受けております。しかし、現行条例では対象となる施設の耐用年数や経過年数を定めておりますが、特に修繕におきましては、修繕の内容が異なる場合を除いて1回限りとするということを決めておきまして、自治会から再改修の要望が出た場合でもこれに応えられないという状況にございますので、本案件を撤廃しようとしてこの条例の改正をお願いするものでございます。

近隣の市町の状況を確認させていただきますと、いなべ市や東員町にも同様な条例がございしますが、いずれも助成回数制限などは定めていないということでございまして、地区内集会所の適正な維持管理という観点から、このたび改正しようとするものでございます。

では、めくっていただきますと条例本文でございますが、さらにめくっていただきまして、新旧対照表がございしますので、こちらをお目通しいただきたいと思っております。

先ほどの趣旨によりまして、現行の第2条の5号にある対象物件の助成回数制限でございますが、これを撤廃しようとするものでございます。

戻っていただきまして、条例本文でございます。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

以上が木曾岬町地区内集会所設置及び修繕費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（服部英二夫君） 事務当局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言ください。

御質疑はございませんか。

○副委員長（三輪一雅君） 以前から要望はありましたので、町民の皆さんもありがたいかなというふうには思うと思うんですけど、以前は1度だったので慎重に、申請をするのにはぎりぎりまでもたせて申請するような実態があったと思うんですけど、今回こういうふうになると修繕がふえるのかなという中で、修繕の判断基準とか、そういうあたりはどのように考えてみえるのか、お聞きしたいと思います。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 現行条例は、先ほど申しましたとおり、それぞれの耐用年数を踏まえながら修繕については1回限りということの規定しておりまして、このたび町内の地域のほうからさらにまた改修したいという要望が今上がってきておるような状況でございます。

これに対する要望、今の委員の指摘の中で、頻度が高くなるのではないかとということですが、町といたしましては、事務局としてはその内容を今後確認させていただいて、修理の状況、そして、以前やっただいてから何年経過しておってこれがそういう状態になったのかという、ある程度の耐用年数と、そして、修繕内容の状況を確認してもらいながら、今後は交付のほうを決定させていただきたいというように考えております。

以上です。

○副委員長（三輪一雅君） そうすると、基準要綱みたいな、そういうものは設置されているんですか。配置された職員によって判断基準が曖昧ではいかんと思うし、そのあたりはどういうふうになっているんですか。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 私どもの設置の条例の中の耐用年数というものがそれぞれの構造物によって定めておるわけですね。一般には、木造であり、鉄骨でありとか、丈夫な建物という区分で動いておるんですけど、一般的に町の場合、木造の建築物が多いんですけども、木造といたしましても耐用年数は一応22年、そして、経過年数といたしまして、1つの基準としまして10年という定めがございますので、これらを参考といたしましてこの10年以内の中で、さらにまた同じような内容が出たときに、その年数と、そして、老朽化の状況を確認して対応していきたいというように考えています。

○委員（加藤真人君） 改修と修繕は違うと思うんですけども、これの、どこで区分けしておられるんですか。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 一般に改修といいますと、それぞれの施設の既存の機能

をある程度残しながら躯体を補修していくという部分であろうかと思ひますし、修繕というのは、その中のある一部分という一定の言い方、例えば屋根であつたりとか、それから窓であつたりといった、そういう単位でのものの個々の構造といひますか、補修内容部分というような区分けで事務局としては考へておるところでございます。

以上です。

○委員（加藤眞人君）　ここの現行の改正の中では、修繕に対して状況を見て認めるということになっておるんですけども、改修部分についてというのは修繕の中に入っていくんですか。

○総務政策課長（伊藤啓二君）　改修も含めて、この条例の規定の定めるところでございますので、内容によって改修も含まれてこの条例の規定する中では1回なのかという、要するに改修をしようとする施工の内容によって、それが一部の部分的な修繕であるのか、新設ではないものですから、そういった取り組みになるのかということとは判断していきたいというふうに思ひています。

○委員長（服部英二夫君）　ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君）　御質疑もないようですので、質疑を終わりたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君）　異議なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第13号、木曾岬町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○危機管理課長（小島裕紹君）　それでは、議案第13号、木曾岬町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について御説明をさせていただきます。

議案書でございますが、木曾岬町個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとするというものでございます。

提案理由でございますが、三重県町村会におきまして共同で設置をされております情報公開・個人情報保護審査委員会の委員につきましては、行政不服審査会の委員さんと共同の同じ委員さんでもって統一的な運営がなされているところでございます。

平成31年3月31日に、この2つのそれぞれの審査会の委員の方々の任期が満了となりますが、現状では、それぞれの審査会における委員の任期が2年と3年というふうに異なっておりますことから、これを3年に統一するために町条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、改正の内容について説明させていただきますので、1枚めくっていただきました改正条文をごらんいただきたいと思ひます。

第29条第6項中の委員の任期につきまして、2年となっているものを3年に改めるといふものでございます。

続く附則でございますが、この条例は平成31年4月1日から施行するとしているところでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第13号、木曾岬町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についての説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（服部英二夫君） 事務当局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言ください。

御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 御質疑もないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第16号、木曾岬町水道事業の水道の布設工事監督者を配置する対象工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○建設課長（浅野 覚君） それでは、議案第16号です。木曾岬町水道事業の水道の布設工事監督者を配置する対象工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

この条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものでございます。

提案理由をごらんください。

当該条例の関係上位法令であります学校教育法の一部を改正する法律及び同法の改正に伴う政令、省令が公布されたこと並びに技術士法施行規則の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要がございます。これがこの議案を提出する理由でございます。

内容でございますが、この条例では、町の水道工事に従事します監督者や技術管理者の資格要件を示しております。条例本文の中には、学校というものが出てきますが、その中には短期大学というのもございます。平成29年の学校教育法の改正で新たに設置が認められました専門職大学というのがございますが、この専門職大学の前期課程を修了した者は短期大学を卒業した者に同等といったことになったことから、改正するというものでございます。

また、技術士法の施行規則の改正につきましては、いわゆる第二次試験の専門科目につきまして、従前の20部門96科目を20部門の69科目とくくり化されたということに

伴いまして改正するというものでございます。

おめくりいただきまして、本文でございます。

さらにおめくりいただきまして、新旧対照表でございます。

まず、第3条では、布設工事監督者の資格を示しております。

3項では、短期大学の後に、同法による専門職大学の前期課程を含むを、また、その下です、卒業した後の後に、同法による専門職大学の前期課程にあつては修了した後を加えます。

また、第6号では、「よる」を「基づく」に、また、その下、8号では、第二次試験の「二」を、漢数字から算用数字に改めております。

おめくりいただきました上段です。工業用水または水道環境、この水道環境を削りますという改正でございます。

第4条では、水道技術管理者の資格を示しております、第3条の布設工事監督者と同様の改正内容となっております。

戻っていただきまして、条例本文の附則でございます。

この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上です。

○委員長（服部英二夫君） 事務当局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言ください。

御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 御質疑もないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第17号、木曾岬町道の路線認定についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○建設課長（浅野 覚君） 議案第17号、木曾岬町道の路線認定についてでございます。

道路法第8条第2項の規定により、木曾岬町道の路線を別紙のとおり認定するものでございます。

提案理由をごらんください。

木曾岬干拓地内の第1期分譲地に係る道路として、新たに計画する路線を町道として認定し、今後事業を進める必要がある。これがこの議案を提出する理由でございます。

御存じのとおり、干拓地につきましては正式に第1期分譲地の募集が開始されたというところでございます。今後、進出する企業が開発申請、建築確認といった手続を進めるに当たりましては、当該地が公共用道路の接道している必要がございます。接道する道路は、

少なくとも公の道路として計画があり、かつ、路線として認定されていることが条件とな
ってまいります。

区域内道路につきましては、地区計画で決定されたものであり、県のほうからは31年
度に工事着手する予定と聞いておりますが、この工事につきましては予算も含め三重県が
行いまして、完成後、供用するタイミングで町に移管される予定でございます。このたび
町道として新たに路線認定を行い、企業進出が可能となる環境づくりを進めるというもの
でございます。

おめくりいただきまして、認定する路線でございます。

新たに認定する路線としましては、路線番号270の新輪横断1号線と271の新輪支
線1号線の2路線でございます。

めくっていただきますと位置図がございます。

県道のほうと接続します交差点を起点としまして、東側、弥富市側に伸びる路線を27
0番の新輪横断1号線として、延長としましては450メートル、また、これの終点部分
でありますところから南北方向に伸びる部分を新輪支線1号線と、210.5メートルを
新たに路線認定するというものでございます。

以上でございます。

○委員長（服部英二夫君） 事務当局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発
言ください。

御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 御質疑もないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、
御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第18号、平成31年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計予算についての所管
部分を議題とします。

事務局に説明を求めます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 議案第18号、平成31年度三重県桑名郡木曾岬町一般
会計予算について説明をさせていただきます。

1ページをごらんください。

第1条では、歳入歳出予算の総額を29億2,000万円と定め、予算の款項の区分と
区分ごとの金額を、第1表、歳入歳出予算に定めることを規定するものでございます。

第2条は、地方自治法第214条の規定によります債務を負担する行為のできる事項、
期間及び限度額を、第2表の債務負担行為に定めるものでございます。

第3条でございますが、地方自治法の230条第1項の規定によります地方債の目的と

限度額並びに利率と方法を、第3表、地方債に定めたものでございます。

第4条では、地方自治法第235条の3第2項の規定によりまして、一時借入金の借入れの最高額を3億円と定めるものでございます。

第5条でございます。地方自治法第220条第2項ただし書きの規定による予算の流用の範囲を定める規定でございます。

おめくりいただきまして、第1表の歳入歳出予算でございます。

この予算の区分と区分ごとの金額をお示ししたものでございます。歳入につきましては2ページから4ページにわたるものでございまして、1款の町税から21款の町債までの21の款とこれに付随する37の項において、歳入予算を編成いたしております。

続いて、5ページです。

5ページ、6ページにつきましては、歳出の区分でございます。

歳出の区分は1款の議会費から11款の予備費まで、11の款とこれに付随する30の項におきまして予算を編成し、それぞれ予算の総額を29億2,000万円とするものでございます。

続いて、7ページの第2表の債務負担行為でございます。

高齢者福祉計画第8期介護保険事業計画を策定するものでございます。期間が31年度から32年度までの2カ年にわたりまして283万8,000円を限度に履行を担保するものでございます。

8ページをお願いいたします。

第3表の地方債でございます。

この予算に計上いたしました地方債の目的は、この2件でございます。

臨時財政対策債は、1億200万円の地方債の発行を予定するものでございまして、国の法改正等によりまして地方交付税の減額影響額を補填するものでございまして、総額が地方交付税に算入されるものでございます。次の公共事業等債は、湛水防除事業の財源といたしまして3,240万円を借り入れるものでございます。それぞれの起債の方法、利率、償還の方法につきましても、記載のとおりでございます。

続いて、31年度の予算の事項別明細を説明させていただきますので、9ページの総括を割愛いたしまして、10ページから、それぞれの担当課長より説明を申し上げます。

○税務課長（藤井光利君） それでは、10ページ、11ページをごらんください。

1款町税、1項1目個人です。3億1,770万円を計上させていただきます。前年度比較520万円の減ということで、現年度分、滞納繰越分、それぞれここに記載の予算を上げさせていただきました。均等割については納税者数掛ける3,500円、それから、所得割は6%の税率であります。滞納繰越分につきましては、30年度の繰越見込み分と29年度以前の滞納繰越分の見込みということで予算を計上させていただいております。

続きまして、2目法人です。8,397万円ということで、前年対比371万円の減と

ということで、現年度分、それから滞納繰越分について計上させていただきました。均等割につきましては条例に基づく1号法人からここに上げさせていただきました、5,000円から300万円までの9号までの法人について均等割を、それから、法人税割については9.7%ということで、税率となっております。滞納繰越分につきましては、個人同様、30年度の滞納繰越見込み分と29年度以前の見込み分ということで予算を計上させていただきます。

続きまして、2項1目固定資産税です。5億5,700万円ということで、前年対比2,840万円の増ということで、現年課税分、滞納繰越分ということで上げさせていただきます。現年課税分につきましては、土地それから家屋償却分と、それぞれここにごらんの予算を上げさせていただきます、滞納分については、法人、個人と同様、30年度、29年度分の繰越見込み分を上げさせていただきます。

続きまして、2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金でございますが、1,783万3,000円を計上させていただきます、対前年比152万9,000円の減ということで、これにつきましては、木曾岬干拓地木曾岬メガソーラーの土地に対する交付金を受けるものでございまして、その予算を上げさせていただきます。

続きまして、3項1目軽自動車税でございます。1,903万5,000円を上げさせていただきます、対前年比125万9,000円の増ということで、現年課税分、それから滞納繰越分を上げさせていただきます。現年課税分につきましては、ここにごらんの原付から小型二輪車までのそれぞれの予算を上げさせていただきます、滞納繰越分については、30年度、それから29年度の見込み分ということで、滞納繰越分をここに計上させていただきます。

続きまして、2目環境性能割でございます。これにつきましては、31年の10月から消費税の10%のタイミングで環境性能割というものが創立されるということで、これは県のほうで取っていただいたものを現年度、10月以降、受けるということで、ここに計上させていただきます。

めくっていただきまして、12ページ、13ページでございます。

4項1目市町村たばこ税でございます。2,900万円ということで、対前年比200万円の増ということで、現年課税分といたしまして、ここに計上させていただきます。税率につきましては、1,000本につき5,692円ということでございます。

続きまして、6項1目入湯税でございます。55万円を計上させていただきました。前年度同額ということで、ここに入湯税の予算を計上させていただきます。

続きまして、2款地方譲与税、1項1目地方揮発油譲与税でございます。1,000万1,000円ということで、対前年比100万円の減ということで計上させていただきました。これにつきましては、法令に基づく譲与税の交付金を受けるものでございます。

続きまして、2款2項1目自動車重量譲与税でございます。これにつきましては2,6

00万円ということで、対前年比160万円の減ということで、これも法令に基づく譲与税の交付を受けるものということで、受け入れの予算を計上させていただいたものでございます。

続きまして、3款利子割交付金、1項1目利子割交付金でございます。180万円ということで、対前年比30万円の増ということで、これも法令に基づく交付金を受け入れるものということで、ここに予算を計上させていただいたものでございます。

続きまして、4款配当割交付金、1項1目配当割交付金です。460万円を計上させていただきました。対前年比90万円の減ということで、これも法令に基づく交付金ということで、受け入れの予算をここに計上させていただいたものでございます。

続きまして、14ページ、15ページをごらんください。

5款株式等譲渡所得割交付金ということで、1項1目株式等譲渡所得割交付金ということで450万円、対前年比同額ということで予算を計上させていただいたものでございます。

続きまして、6款地方消費税交付金、1項1目地方消費税交付金でございますが、1億1,400万ということで、対前年比140万円の減ということで、地方消費税の交付金を受ける予算をここに計上させていただいたものでございます。

続きまして、7款自動車取得税交付金、1項1目自動車取得税交付金につきましては、630万円ということで、対前年比390万円減の予算を、法令に基づく交付金を受けるということで、ここに計上させていただいたものでございます。

続きまして、8款環境性能割交付金、1項1目環境性能割交付金ということで、250万円を計上させていただきました。これにつきましては、31年10月より環境性能割ということで交付金ができましたので、31年度新たに予算をここに計上させていただいたものでございます。

続きまして、9款地方特例交付金、1項1目地方特例交付金、これにつきましては280万円ということで、対前年比10万円の増ということで、減収補填、これにつきましては住宅ローンの住宅借入金等特例控除の予算、それから、環境性能割による減の部分の交付金を受け入れるということで、ここに予算を計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 16ページ、17ページをお願いいたします。

10款1項1目の地方交付税、8億5,000万円の計上でございます。対前年比1,000万円の減額でございます。今年度の見込みでございますが、国の一般会計からの地方交付税の支出額、いわゆる交付税の入り口ベースでは前年度を0.3兆円上回る15.6兆円となっているものの、交付税特別会計におきまして加減する額が前年度より0.4兆円の減となるということ、そして、交付税の出口ベースでは0.1兆円の減額が見込まれておるといことも踏まえまして、このことから対前年比で1,000万円の減と見込

み計上させていただいたものでございます。

以上です。

○建設課長（浅野 覚君） 11款1項1目交通安全対策特別交付金は82万円で、対前年比1万円の減となっております。交通反則金を原資に交付されるもので、交通事故の発生件数や市町村道の改良延長をもとに算定されております。金額につきましては、過去5年の実績をもとに算定しております。

以上です。

○産業課長（平松孝浩君） ページをおめくりいただきまして、18、19ページになります。

13款使用料及び手数料、1項の3目農林水産業使用料でございます。本年度24万3,000円の予算を計上させていただいております。見入地区の多目的共同利用施設の電気代、水道料、下水道使用料を地元自治会から受け入れるものでございます。

以上でございます。

○建設課長（浅野 覚君） 4目土木使用料、467万6,000円でございます。道路占用料徴収条例に基づきまして、占用物件に対し使用料を徴収するというものでございます。

以上です。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 6目の総務使用料、1,827万5,000円の計上です。1節の庁舎使用料は、創生ホールの使用見込み額を計上しました。

以上です。

○危機管理課長（小島裕紹君） 2節の自主運行バス使用料につきましては、1,800万円で、平成30年度当初予算と同額を見込んでおるものでございます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 3節の行政財産目的外使用料は、公共施設に設置されましたケーブルテレビ等の占用や自販機等の設置料などを見込んで計上したものでございます。

以上でございます。

○危機管理課長（小島裕紹君） 4節の防災センターの使用料につきましては、一般利用に係る使用料を受け入れる項目としての頭出しを行ったものでございます。

以上でございます。

○税務課長（藤井光利君） 続きまして、13款使用料及び手数料、2項1目総務手数料でございます。税務課所管といたしましては、1番上、税務諸証明手数料ということと、それから、一番下、コンビニ交付手数料3万2,000円のうち1万5,000円、中ほど、督促手数料12万7,000円を計上させていただいたものでございます。

○住民課長（山田克己君） 住民課所管では、戸籍交付手数料から印鑑証明手数料及び個人番号カード、通知カード再交付手数料につきましては、前年度の実績に基づき31年度

の見込み額をそれぞれ説明欄記載のとおり計上するものでございます。また、平成32年1月より開始しますコンビニ証明交付手数料を計上しております。

以上でございます。

○産業課長（平松孝浩君） それでは、ページを変わりまして、22、23ページでございます。

4目の農林水産業手数料でございます。本年度予算額1万4,000円で、農業従事者証明などの証明手数料を計上させていただいております。

以上でございます。

○建設課長（浅野 覚君） おめくりいただきまして、24ページになります。

14款国庫支出金の2項国庫補助金のうち5目の土木費国庫補助金です。本年度4,732万円、対前年1,035万2,000円の増となっております。道路事業と住宅事業に係ります社会資本整備総合交付金の受け入れで、道路事業につきましてはこのうち4,675万円、住宅関係につきましては57万円となっております。なお、予算計上の考え方をあわせまして、詳細につきましては歳出で御説明いたします。

以上です。

○危機管理課長（小島裕紹君） 6目の消防費国庫補助金につきましては、社会資本整備総合交付金といたしまして、町道田代・小学校線避難路整備に係る積算業務と補償調査業務、不動産鑑定業務、用地買収、物件移転補償、それぞれに対する国庫補助金で、用地買収に係る分の補助率が3分の1、それ以外の業務に係る補助率は2分の1となっているものでございます。

以上です。

○住民課長（山田克己君） 次に、7目総務費国庫補助金では、本年度3,629万4,000円、前年度比較2,334万円の増でございます。住民課所管では、個人番号カード交付補助金として、個人番号カードの交付事務に対する補助金54万4,000円を受け入れるものでございます。

以上でございます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 9節の地方創生推進交付金、500万円の計上でございます。31年度で計画いたします地方創生事業の事業費の補助率の2分の1でございます。

以上でございます。

○危機管理課長（小島裕紹君） 10節地域情報通信振興関連事業費補助金、こちらにつきましては、地域BWAを活用いたしました安全で安心なまちづくりを行うための子ども・高齢者の見守り、防犯カメラ、指定避難所へのWi-Fi設備、河川監視、こういった各種サービスを提供するのに必要な整備費に対する補助金で、補助率は2分の1でございます。

以上です。

○住民課長（山田克己君） 次に、3項委託金でございます。26ページ、27ページに行きまして、2目の総務費委託金では、本年度27万1,000円、前年度比較3万円の増でございます。住民課所管では、中長期在留者住居地届出等事務委託金でございますが、外国人の方の住居地の届け出などの事務に要する人件費と物件費相当額を受け入れるものでございます。

以上でございます。

○危機管理課長（小島裕紹君） 3節の総務費委託金につきましては、自衛官募集事務に係る費用を計上しているものでございます。

以上でございます。

○産業課長（平松孝浩君） ページ、おめくりをいただきまして、28、29ページになります。

2項県補助金、3目の農林水産業費県補助金でございます。本年度予算額2,965万2,000円でございます。1節の農業総務費補助金は、農業委員会の運営補助で、事務費交付金として111万9,000円を受け入れるものでございます。

2節の農業振興費補助金では、総額で372万円、その内訳は、経営所得安定対策等推進事業費補助金は地域再生協議会への事務費補助金として109万5,000円、その下の農地中間管理事業費補助金では、平成31年度集積予定地区及び予定面積に対する地域の集積協力金、経営転換協力金などで、補助率は10分の10でございます。3節の林業費補助金、540万6,000円、三重森と緑の県民税市町の交付金でございます。平成26年度に導入され、5年ごとに見直すこととなっております。本年度見直しが行われ、当初予算ベースでは210万円程度の増額を見込んでおり、この目の主な増額要因となっているところでございます。

次に、5節の地籍調査事業費補助金、469万2,000円、本年度は近江島地区と上和泉地区の地籍調査事業に対する県補助金を計上しております。事業費に対する補助率は4分の3でございます。

6節の多面的機能支払事業交付金、1,465万5,000円でございます。各地区で取り組んでいる施設の維持管理事業、資源向上に対する補助金でございます。こちらも補助率4分の3でございます。

以上でございます。

○建設課長（浅野 覚君） 4目土木費県補助金では、157万5,000円を計上しております。2節では木造住宅の耐震診断に、また、3節ではその補強、おめくりいただきまして、5節では同じく設計に、また、6節では空き家リノベーション支援としまして、それぞれ県からの補助金を受け入れるものでございます。

以上です。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 5目の消防費の県補助金、15万1,000円の計上で

ございます。3節の地震対策の緊急促進事業費の補助金では、海拔ゼロメートル地帯の避難対策補助金といたしまして、平成29年度、30年度に施行いたしました防災事業債の償還金に対する補助金を計上したものでございます。

以上でございます。

○住民課長（山田克己君） 次に、6目総務費県補助金では、本年度8万5,000円、前年度比較2,000円の増でございます。消費者行政に係る啓発事業として補助金を受け入れるものでございます。

以上でございます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 続いて、3項の委託金、1目の総務費の委託金、2,151万9,000円の計上でございます。本年4月7日に執行予定の三重県知事・県議会議員選挙における執行交付金365万2,000円及び7月に執行予定の参議院通常選挙の執行経費、また、移譲事務交付金について、計上したものでございます。

以上でございます。

○税務課長（藤井光利君） 2節徴税费委託金でございます。これにつきましては記載のとおり、県税徴収事務委託金ということで、町・県民税の受け入れに対する県からの事務委託金を受け入れるものでございます。

以上でございます。

○危機管理課長（小島裕紹君） 3節の統計調査費委託金でございます。平成31年度に予定をされております7つの指定統計調査に対する県からの委託金でございます。

以上でございます。

○建設課長（浅野 覚君） 5目土木費委託金では、1万3,000円、建築基準法の施行事務委託金としまして、確認申請等に係る手数料を県から受け入れるというものでございます。

以上です。

○総務政策課長（伊藤啓二君） ページ、32、33、16款の財産収入、1項1目の財産貸付収入でございます。本年度489万円の計上で、前年度と同額でございます。公有財産の貸し付けに伴う収入を昨年同様に計上したものでございます。

以上でございます。

○会計管理者（服部孝龍君） 次に、2目の利子及び配当金で、732万2,000円を計上して、前年対比で303万7,000円の減となっております。これにつきましては、説明欄の基本財産利子からふるさとさき応援基金利子までの17の目的基金の発生利息を見込んでおります。減額になった主な要因は、定期金利の減が理由であります。

以上でございます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 続いて、2項1目の物品売払収入、予算の科目を置かせていただきました。

続いて、17款の寄附金、1項の一般寄附金、2,000万1,000円でございます。対前年比で1,500万の増額といたしております。一般寄附金におきましては、ふるさと納税の応援寄附金の受け入れ窓口として予算を計上したものでございます。

続きまして、34、35ページをお願いいたします。

18款の繰入金、1項3目の土地取得特別会計繰入金、263万1,000円と昨年と同額の予算を計上させていただきました。土地取得特別会計で管理いたします用地の貸付料等を繰り入れを行うものでございます。

続いて、2項の基金の繰入金、1目の財政調整基金におきましては、本予算で不足する財源といたしまして、1億5,000万円を繰り入れるものでございます。昨年比1億3,000万円の増額となっております。4目の減債基金の繰入金、公債費の元金償還の財源といたしまして8,200万円を計上したものでございます。これも昨年と比べますと1,700万円の増額となっております。

1つ飛んで、12目のふるさと応援寄附金の基金の繰入金、ふるさと応援寄附金といたしましていただいた指定寄附金を当該事業に充てるため1,000万円の繰り入れを行うものでございます。なお、この繰り入れに対する充当先につきましては、歳出の一般管理費並びにこども園費にそれぞれ500万円ずつの充当を予定するものでございます。

続いて、19款の繰越金、1項1目の繰越金でございますが、前年同様に3,000万円を繰越金として計上いたしました。

以上でございます。

○**税務課長（藤井光利君）** 続きまして、20款諸収入、1項1目延滞金でございます。262万5,000円を計上させていただきました。対前年度比57万5,000円の減です。これにつきましては、滞納税に対する延滞金の収入を見込んだものでございます。

以上でございます。

○**総務政策課長（伊藤啓二君）** 2項1目の町預金利子、歳計現金預金利子を見込み、計上させていただきました。

以上でございます。

○**産業課長（平松孝浩君）** 次に、3項の1目農林水産業費受託事業収入でございます。本年度予算423万8,000円の予算でございます。1節の農業者年金受託収入13万8,000円、農業者年金の事務受託金でございます。2節の土地改良事業受託収入400万円、これは土地改良区の事務受託金でございます。3節の農地中間管理事業の受託収入で10万円、こちらは農地中間管理事業の事務受託金でございます。

以上でございます。

○**総務政策課長（伊藤啓二君）** 2目の総務費の受託事業収入、1,423万円を計上しております。木曾岬干拓地の排水機の運転管理業務及びわんぱく原っぱの維持管理業務としまして、昨年実績を踏まえて計上したものでございます。

以上でございます。

○建設課長（浅野 覚君） 3目土木費受託事業収入は、2,227万2,000円でございます。そのうち道路事業受託収入の1,500万円、これは水資源機構から受け入れるもので、雁ヶ地・福崎線におきまして、水資源の管布設工事が計画されております。これを町の発注工事と、合併施工ということで発注しますので、その費用を受け入れるものでございます。河川事業受託収入の727万2,000円は、国交省から受け入れます木曾川堤防除草に係る費用ということでございます。

以上です。

○税務課長（藤井光利君） 続きまして、38、39ページをごらんください。

4項2目弁償金でございます。これにつきましては、税務課所管といたしましては、備考欄記載の原動機付自転車標識亡失弁償金ということで、1件200円の掛ける5ということで1,000円の頭出しをさせていただいたものでございます。

○危機管理課長（小島裕紹君） 5目雑入では、本年度予算額1,592万6,000円で、前年度比較191万3,000円の減額となっております。1節の団体支出金では、消防団員等公務災害補償等共済基金からの退職消防団員への報償金を計上しているものでございます。

以上です。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 3節の雑入でございますが、総務政策課の所管では、上から2段目の三重県市町村振興協会の交付金の300万円、自治宝くじの収益の配分金といたしまして、振興協会からオータムジャンボ配分金の交付金を受けるものでございます。

また、2つ飛んで、雑収入におきましては、コピー代や職員の健康診断の自己負担分や嘱託職員、補助員の雇用保険取り扱い手数料を受けるものでございます。また、末尾から4行目の雇用保険料、嘱託職員と補助員の雇用保険の掛け金を受け入れるものでございます。また、末尾から2段目の市町村の職員互助会の公益事業助成金の600万円でございますが、産業文化祭等に係る事業費の支援を受けるものでございます。

以上でございます。

○産業課長（平松孝浩君） 産業課所管分といたしましては、説明欄の真ん中あたり、ふれあい農園利用料といたしまして18万円、そして、3つ下にありますパソコン簿記受講料といたしまして8名分8,000円を計上させていただいております。

以上でございます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 40、41ページをお願いいたします。

21款の町債、1項3目の総務債でございます。1億200万円を計上させていただいております。1節の臨時財産対策債では、国の制度改正で生じた補助金、交付金等の減額の影響額の補填を受けるものでございます。

5目の農林水産業費、3,240万円の計上でございます。湛水防除事業費の負担金の

財源として地方債に求めるものでございます。

以上が歳入の説明でございます。

○委員長（服部英二夫君） 議案の説明が続いておりますけど、ここでお昼の休憩ということで、1時半から始めたいと思いますので、よろしくお願いします。

午前 11時48分休憩

午後 1時30分再開

○委員長（服部英二夫君） それでは、休憩を解き、委員会に戻します。

事務当局、お願いします。

○議会事務局長（白木 悟君） それでは、44ページ、45ページからお願いいたします。

1款議会費、1項1目議会費では、本年度予算額5,736万8,000円、前年度5,581万9,000円、比較いたしまして154万9,000円の増額予算となっております。増額の要因といたしましては、このたび議会政務活動費の交付経費約96万円、車椅子用エレベーターの保守点検委託料約30万円、職員人件費が59万円増額したためが主な増額要因でございます。議会費といたしましては、報酬から共済費におきまして、議員8名、職員2名の人件費の関係予算を配置しており、旅費におきましては、研修旅費、調査旅費を合わせて67万3,000円、議長交際費を20万円見込んでおります。

ページをめくっていただきまして、保守委託料、それから車椅子用エレベーター保守料、負担金関係におきましては、町村議会議長会、それから北勢5町議長会の経費、新たに交付金といたしまして、議員活動費の1人12万円の8人分96万円を見込んでおります。その他は、需用費、役務費、補助金の議員健康診断補助金など、前年度並みの予算配置としておりますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 48、49ページをお願いいたします。

2款の総務費、1項1目の一般管理費、2億93万6,000円の受け入れでございまして、前年比較2,217万4,000円の増額となっております。この科目では、行政事務全般の管理経費や共通経費などを計上したものでございます。対前年比較増減理由は、まず、人件費でございますが、ここで新採用職員3名分を含みます759万2,000円が増額となっております。

続いて、ふるさと応援寄附金の関連経費といたしましては、昨年より968万7,000円の増額となっております。そして、公会計財務書類の科目がえによりまして297万円を財産管理費から一般管理費へ科目がえをしたことによる増額となりました。主な増額要因は以上でございます。

この科目の主な支出でございますが、53ページまでお願いします。13節の委託料でございます。上段から4行目の業務委託料につきましては、ふるさと納税の事務運営管理

委託料として712万3,000円を計上したものでございます。あと、内容等につきましては、昨年と大体同様の予算を計上させていただいております。ふるさと納税関連につきましては、冒頭に申し上げましたように、納税実績の増額によりまして、関連経費を増額いたしております。

一般管理費については以上でございます。

○**議会事務局長（白木 悟君）** それでは、56ページ、57ページをお願いいたします。

2目の文書広報費、本年度予算額409万円、前年度380万円、比較増減で29万円の増額予算としております。この科目におきましては、広報きそさきの作成料を計上しており、昨年度より印刷製本費を2ページ分、約35万円を増額しております。主な支出につきましては、需用費で町広報紙の2,200部、平均22ページの印刷経費を計上したほか、委託料ではシルバー人材センターによる配布委託料を前年と同様に計上しております。

以上でございます。

○**会計管理者（服部孝龍君）** 4目の会計管理費につきましては、73万6,000円を計上しております。これは出納事務の経費でございます。主なものといたしましては、決算書の印刷費、あとは、町から支払いを受けた各委員さんの源泉徴収票の郵送料などを計上しております。

以上でございます。

○**総務政策課長（伊藤啓二君）** 5目の財産管理費、8,214万6,000円を計上し、対前年比1,226万5,000円の増額でございます。この科目では、町が保有する財産や物品の維持管理費に要する経費を計上いたしております。昨年度と比較しまして増額のあった主な要因でございますが、この年におきまして、ふるさと創生ホールのエアコンの設置費であり、また、商工会館の建設費を繰り延べになったことによりまして、増額となっております。主な要因でございます。

主な歳出でございますが、59ページの委託料の庁舎管理委託料、1,142万円でございますが、庁舎の一般廃棄物の処理や樹木の剪定、除草並びに庁舎の環境衛生業務など、日常の定期清掃等も合わせて計上したものでございます。

また、15節の工事請負費、先ほども申しましたとおり、商工会館の改修にあわせまして、ふるさと創生ホールのエアコンの取りかえ費を計上したものでございます。

また、19節の負担金、先ほど申しましたとおりでございますが、前年度から繰り延べとなりました改修補助金といたしまして900万円の計上をさせていただきました。あとにつきましては同様なものでございまして、28節の繰出金につきましては、土地取得特別会計の保有財産の管理のための繰出金を計上したものでございます。

次に、6目の企画費でございます。本年度1,944万円で、対前年比1,846万円の減額でございます。この科目では、町の特定課題の対策や総合企画業務、各課の事業調

整に要する経費を計上しております。昨年よりの減額要因でございますが、総合計画の策定事業費並びに町勢要覧の事業費、そして、拠点施設整備計画の基本構想業務の減によるものが主な減額要因でございます。

本年度の主な内容でございますが、61ページをお願いいたします。

13節の委託料、業務委託料として1,088万5,000円を計上いたしました。これにつきましては、28年度から継続して行っておりますわいわい市を通じた地域の人材育成プログラムとして本年度も計上したものでございます。他の明細につきましては、昨年同等の予算内容を計上させていただきました。

続きまして、62、63ページをお願いいたします。

7目の木曾岬干拓事業推進費でございます。本年度1,411万円で、対前年比17万2,000円の増でございます。この科目では、木曾岬干拓地の土地利用や保安全管理に要する経費を計上いたしております。内容につきましては、前年度と大体同様でございます。説明欄記載のとおりでございますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○住民課長（山田克己君） 次に、9目消費者行政費では、本年度8万9,000円、前年度比較2,000円の増でございます。この科目では、消費者行政に係る経費を計上しており、主に啓発費でございます。

以上でございます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 10目の諸費、482万9,000円の予算を計上させてもらいました。対前年比102万1,000円の増額でございます。この科目では、区長会、行政相談、公平委員会などの経費を計上したものでございます。本年度新たなものといたしまして計上しましたのは、65ページをお願いいたします、19節の負担金、補助金の最下段の補助金、集会所の設置・修繕補助金といたしまして、栄自治会から新たに要望を受けた集会所の修繕に対する補助金相当額を計上したものでございます。

以上でございます。

○危機管理課長（小島裕紹君） 12目高度情報処理対策費につきましては、6,284万9,000円を計上いたしまして、前年度比較で222万9,000円の減額となっております。この科目は、総合行政情報処理等に係る経費の計上をしておるものでございまして、通信回線使用料や総合行政情報処理に係るシステムサポート使用料などを計上しているものでございます。

主なものといたしましては、委託料におきまして、情報処理委託料として各機器の保守料を計上しております。続く、使用料及び賃借料では、基幹系システムに関する使用料や、29年度に導入いたしましたメール配信サービスのシステム利用料、子育てワンストップサービスに係る平年経費などを計上しております。また、備品購入費におきましては、各課に配備をいたしておりますインターネット系端末17台を31年度で更新すると、この

ための購入費用として計上いたしております。

次ページの負担金、補助及び交付金におきましては、中間サーバーを利用するための経費といたしまして、地方公共団体情報システム機構、通称J-LISと言われるものでございますが、こちらのほうに支払うこととされている交付金を計上しているものでございます。

続く、13目交通安全対策費につきましては、92万9,000円を計上いたしまして、前年度比較で5万3,000円の減額となっております。こちらの科目では、交通安全の啓発活動などに関する経費を計上しておるものでございまして、例年どおりの計上となっておりますので、詳細につきましては、説明欄をごらんいただきたいと思います。

続く、14目自主運行バスの運行事業費につきましては、3,959万円を計上いたしまして、前年度比較で29万7,000円の減額となっております。木曾岬町の自主運行バス事業の運行経費を計上している科目でございます。運転管理委託料が主なものとなっております。その他につきましては説明欄記載のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 68、69ページでございます。

15目の町制記念事業費、390万円でございます。平成30年度に町制施行30周年記念誌の発刊を債務負担行為の承認を得て発注いたしております。この記念誌の印刷費と編さん委託の残額相当分をこの予算で計上したものでございます。

以上でございます。

○危機管理課長（小島裕紹君） 続く、16目防犯対策費につきましては、932万8,000円で、前年度比較89万9,000円の増額となっております。年末夜警に要する消防団員の出動報酬や安全灯の整備及び電気代、また、地域防犯活動団体への補助金など、防犯関係の経費を計上している科目でございます。本年度増額となった主な要因といたしましては、時計塔3基分の修繕料を計上しているためでございます。その他詳細につきましては、説明欄記載のとおりでございます。

続きまして、18目地域BWA事業費につきましては、6,788万6,000円を計上いたしております。31年度から新たに配当を求める予算科目でございます。地域広帯域移動無線アクセスシステム、いわゆる地域BWAを活用いたしまして、公共サービスの向上や地域の公共の福祉の増進に寄与することを目的に、先進的な通信技術の分野から多様なサービスを展開いたしまして、安全安心のまちづくりを推進しようとするものでございます。

31年度の予算につきましては、15節の工事請負費におきまして、子どもや高齢者の見守り、指定避難所におけるWi-Fi環境整備、防犯カメラの設置、オープンデータのシステム構築、河川監視など、こういったものを行うための費用といたしまして、6,121万円を計上いたしております。そのほか、広告宣伝費や通信料、町内に4カ所建築さ

れることとなっております。基地局の運用負担金などを計上しておりますのでございます。詳細につきましては、説明欄記載のとおりでございます。

○**税務課長（藤井光利君）** 続きまして、2項徴税費、1目税務総務費でございますが、これにつきましては、税務課に所属する職員5名分と、それから、臨時職員1名分の人件費、それから、公用車の維持管理費ということでございます。予算額につきましては、3,897万1,000円を計上させていただいております。前年度対比553万円の増ということで、増の要因といたしましては、職員1名分の増ということでございます。

主な支出といたしましては、73ページをごらんください。

7節賃金、補助員賃金の分、それから、12節役務費、これにつきましては公用車の維持管理費でございます。

続きまして、2目賦課徴収費でございます。これにつきましては、税の賦課徴収に係る経費ということで、3,697万6,000円を計上させていただいております。対前年比1,071万8,000円の増でございます。増の要因といたしましては、委託料の増ということでございます。

主な支出経費といたしましては、75ページをごらんください。委託料でございます。真ん中のところ、電算事務委託料、これは賦課にかかわる電算事務委託料、それと、あと、一番下、鑑定評価委託料、これにつきましては、固定資産税については3年に1度の評価がえということで、33年度の評価に向けて31年1月1日時点の鑑定評価を行うということで、新たにこの委託料を計上いたしましたものでございます。ほかにつきましては、備考欄記載のとおりでございます。

以上でございます。

○**住民課長（山田克己君）** 次に、3項1目戸籍住民基本台帳費では、本年度3,048万6,000円、前年度比較1,194万8,000円の増でございます。この科目では、戸籍や住民基本台帳などの窓口業務や個人番号カードの交付事務に係る経費を計上し、主なものは、職員1名分及び臨時職員1名分の人件費、また、委託料では、各種電算システムの保守及びサポート料等でございます。

なお、大きな増額要因につきましては、76ページ、77ページの13節委託料において、システム等改修委託料388万6,000円は5年に1度の戸籍システムの更新委託料と、その下の住基ネットワークシステム委託料のうち107万2,000円も5年に1度の住基システムの更新委託料で、そのほか、79ページに行きまして、証明書等コンビニ交付サービスシステム委託料960万4,000円につきましては、来年1月より開始するコンビニ証明交付システムの構築委託料で、この分が増額となるものでございます。その他は説明欄記載のとおりでございます。

以上です。

○**総務政策課長（伊藤啓二君）** 4項選挙費、1目の選挙管理委員会費、72万7,000

0円の計上でございます。この科目は、選挙管理委員会の運営に要する経費を計上いたしております。

続いて、80、81ページをお願いいたします。

2目の選挙啓発費、2万5,000円の計上でございます。選挙制度の啓発普及活動費として計上したものでございます。

4目の三重県知事・県議会議員選挙費、370万円の計上でございます。4月7日執行予定の三重県知事・県議会議員選挙に係る投・開票立会人の報酬、職員の時間外手当や投・開票事務の消耗品購入費、選挙人名簿及びポスターの掲示場の設置・撤去費、関連経費を計上したものでございます。

82ページをお願いいたします。

8目の参議院議員選挙費、578万円の計上でございます。本年7月に執行予定の参議院議員の通常選挙に係る投開票立会人等の報酬から、県議会同様に、ポスター掲示場の設置及び撤去経費などを計上したものでございます。

以上でございます。

○危機管理課長（小島裕紹君） ページをおめくりいただきまして、84ページ、85ページです。

2目の指定統計調査費につきましては、177万2,000円を計上いたしまして、前年度比較115万4,000円の増額となっております。説明欄に記載のあります7つの指定統計調査に要する経費を計上しているものでございます。

以上でございます。

○議会事務局長（白木 悟君） 続きまして、6項1目監査委員会費でございます。本年度予算額358万3,000円、前年度比較1万8,000円の増額でございます。例年同様、監査委員2名の報酬のほか、年度中に執行を予定する例月検査、それから、決算監査、定期監査等に要する経費、例年、津で行われます監査委員研修における旅費、監査委員研修参加費の関連経費として、特別旅費の配置や監査事務補助員の配置における委託料経費など、前年と同様の水準で確保しております。

以上でございます。

○産業課長（平松孝浩君） 次に、ページを飛んでいただきます。134、135ページをお願いいたします。

5款の農林水産業費でございます。1項1目の農業委員会費、本年度予算額181万8,000円で、前年度と同額でございます。この科目は、農業委員会の運営経費を計上したもので、1節の報酬では、農業委員会委員9名、農地利用最適化推進委員5名の委員報酬を計上しております。その他は説明欄記載のとおりでございます。

1枚めくっていただきまして、136、137ページでございます。

2目の農業総務費は、本年度予算額2,739万6,000円で、前年度比較176万

5, 000円の減額でございます。この科目、農業行政全般に係る共通経費を計上したものでございます。職員3名分の人件費と共通事務費を計上したもので、その他、例年配当いただいております予算でございます。

1枚めくっていただきまして、138、139ページでございます。

3目の農業振興費は、本年度予算額799万2,000円で、前年度に比べ272万2,000円の減額でございます。この科目は、農業振興のための普及事業や農地の利用集積に係る費用を計上しております。

この科目の主なものは、報酬では、3名分の人・農地プラン検討委員の報酬、委託料では、債務負担行為で進めております農業振興地域整備計画図定期変更業務の176万円、そして、負担金及び交付金では、ページ、めくっていただきまして、消費者交流活動補助金から農業後継者団体活動補助金までは前年と同額を計上しております。その下、認定農業者特別融資制度の資金補助金、12件分の利子補給を計上したものでございます。

経営所得安定対策推進事業補助金109万5,000円は、地域農業再生協議会で実施する経営所得安定対策や米の需給調整等の推進に要する事務費を計上したものでございます。さらに、その下の農地中間管理事業費補助金262万5,000円は、農地中間管理機構を介して集積した場合の機構集積協力金7.5ヘクタール分を見込み計上したものでございます。その他は説明欄記載のとおりでございます。

次に、4目の需給調整推進対策事業費は、本年度予算額935万1,000円で、前年度に比べ14万6,000円の減額でございます。この科目は、米の需給調整や農地集積・集約の推進に係る経費を計上したもので、負担金、補助及び交付金、需給調整推進対策補助金405万8,000円では、麦や加工米、備蓄米等の需給調整に対する補助金でございます。また、農地集積・集約化支援補助金526万円では、町内農地の集積率を向上させるための農地集積・集約に対し、補助を行うものでございます。

次に、5目の農業者年金費では、本年度予算額7万3,000円で、前年度に比べ7万6,000円の減額でございます。農業者年金の普及啓発に係るパンフレットの作成や郵送代を計上したものでございます。

1枚めくっていただきまして、6目の地域農政推進対策事業費では、本年度予算額29万3,000円で、前年度に比べ10万5,000円の減額でございます。この科目、地域農政の推進に要する経費を計上したもので、農地情報システムの保守料や機器使用料、農業教育支援の委託料などを計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

○建設課長（浅野 覚君） 7目農業集落排水事業費では、5,900万円を計上しております。前年比700万円の減となっております。本特別会計の財源補填のため一般会計から繰り出すもので、この700万円の減額でございますが、当特別会計が昨年度から700万円の減額となっていることが主な要因でございます。

以上です。

○産業課長（平松孝浩君） 8目の産業文化祭費、本年度予算額380万円で、前年度と同額での事業費を計上させていただいております。

次に、2項1目の農地総務費、本年度予算額は1,500万1,000円で、前年に比べ118万4,000円の減額でございます。農地行政全般に係る共通経費を計上したもので、職員2名分の人件費で、その他は説明欄記載のとおりでございます。

1枚おめくりいただきまして、2目の土地改良費では、本年度予算額3,206万3,000円で、前年に比べ2,033万5,000円の減額でございます。この科目では、多面的機能支払事業や地籍調査事業に要する費用を計上したもので、減額となった主な要因といたしましては、県営水環境整備事業が30年度で事業完了したことによるものでございます。

節におきまして、報償費では、10名の地籍調査事業推進委員の方への報償費、委託料では、ページをおめくりいただきまして、地籍調査事業委託料1,184万円、このうち地籍調査事業では約630万円で、近江島地区、上和泉地区を計画しております。また、認証事務では、約550万円で、加路戸・見入地区の平成24、25年度調査分、また、近江島地区の平成30年度調査分を計上しております。負担金、補助及び交付金では、多面的機能支払事業費負担金で、町内16地区と1組織で取り組んでおります農地の維持、向上に係る費用を計上しております。その他は説明欄記載のとおりでございます。

3目の湛水防除費では、本年度予算額5,352万5,000円で、前年に比べ611万9,000円の増額でございます。この科目、県営湛水防除事業に要する経費や町の排水に要する経費等を計上させていただいております。増額の要因といたしましては、湛水防除事業の負担金が増額したというものが主なものでございます。

節では、19節の負担金、補助及び交付金で、県営湛水防除事業負担金、こちらは川先排水機場の改修工事の町負担分、また、木曾岬の土地改良区への排水機場維持管理補助金でございます。

次に、4目の地域用水機能増進事業費では、本年度予算額が276万9,000円で、前年に比べ219万円の増額でございます。この科目、水環境整備事業で整備したポケットパーク、遊歩道などの維持管理経費を計上しております。増額の要因としては、平成30年度に事業完了いたしました施設の維持管理経費が増額したものでございます。需用費の光熱水費では、発生源対策用ポンプの電気代、また、委託料では、中央幹線排水路沿いの遊歩道やポケットパーク3カ所の除草や樹木の剪定等の維持管理経費でございます。

1枚めくっていただきまして、148、149ページでございます。

項、変わりまして、水産業費の1目水産業振興費でございます。本年度予算額119万3,000円で、前年度と同額でございます。水産振興のための予算で、主な支出としては、負担金、補助及び交付金で、漁業協同組合と養鰻組合への補助金でございます。

次に、款が変わりまして、6款の商工費、1項商工費の2目商工振興費でございます。予算現額が443万円で、前年度と同額でございます。商工会運営補助金は、昨年度と同額を計上させていただいております。商工近代化施設資金補給金では、実績から見込み額を計上したものでございます。

3目の観光費では、本年度予算額1,053万7,000円で、前年に比べ322万6,000円の増額でございます。この科目、町の観光資源であります鍋田川堤桜並木の消毒作業や剪定作業の工事のほか、町観光協会への補助金を計上しております。委託料の鍋田川桜堤防管理委託料では、桜並木の消毒や枝木の清掃、処分などに要する業務委託で、150、151ページの工事請負費では、桜並木の剪定、伐採、強剪定工事に要する経費となり、また、負担金、補助金及び交付金では、説明欄の最下段にございます町観光協会補助金でございます。

以上でございます。

○建設課長（浅野 覚君） 款、変わりまして、7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費では、1,317万4,000円を計上しております。この科目では、建設課職員1名分の人件費のほか、次、めくっていただいて、152ページの9節旅費から154ページにわたっての建設課におきます事務費全般を計上した科目となっております。

主なものとしましては、153ページ使用料の下2つでございます。土木積算システム使用料20万1,000円、これは積算に係るライセンス費用、また、データ使用については、積算に係るデータの使用料となっております。

おめくりいただきまして、155ページ、負担金のところにつきましては、道路関係の関係団体への負担金となっております。その他は説明欄記載のとおりでございます。

項、変わりまして、2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費では、6,136万円を計上しております。対前年比1,501万8,000円の減となっております。この科目では、道路橋梁に係る点検等々も含めた維持修繕費の全般となっております。

主なものとしましては、13節委託料の中の業務委託料810万円、これは橋梁長寿命化計画策定のための経費、また、測量設計業務委託料の1,000万円は、法定点検であります橋梁点検43橋分と、鍋田川線の舗装修繕の設計積算に係る委託料420万円でございます。また、道路等管理作業委託料の1,073万1,000円は、除草作業業務であるとか、冬場の雪氷対策に対する費用でございます。

15節の工事請負費では、整備工事、修繕工事としまして、それぞれカーブミラー等々、交通安全施設の新設に係るものについては整備、修繕に係るものは修繕工事ということで、前年度並みの予算を計上させていただいております。舗装等修繕工事2,280万円は、主なものとしまして、鍋田川線の舗装修繕工事、31年度につきましては見入地区の230メートルを予定しており、この分を計上したというものでございます。

おめくりいただきまして、19節の負担金でございます。これは県道に設置されていま

した照明灯の電気代、これを地元で立てかえてもらった分を補助金で支給するという補助金でございます。

続きまして、2目道路新設改良費では、9,288万4,000円を計上しております。対前年1,633万8,000円の増となっております。道路新設に係ります費用と職員1名分の人件費を計上しております。内容的には、15節の工事請負費7,800万円です。雁ヶ地・福崎線の道路改良工事に要する費用で、この7,800万円のうち6,300万円については町施行分と、1,500万円につきましては水資源機構から受託分で受け入れ、町発注工事で合併するという予算となっております。

予算の計上につきましては、実はこの国庫補助金につきまして、国に31年度要望しておりました額が30年度の2次補正で枠づけされたことから、町の予算におきましても今定例会の30年度補正で対応しております。2次補正につきましては、いわゆる緊急対策として特別枠で枠づけされたものであり、実質的には当初予算とダブル計上というふうになっておりますが、これは見かけ上の措置ということで御理解いただきたいと説明をさせていただいたところです。この事業につきましては、32年度までの継続事業であること、また、31年度予算につきましてもその枠づけが不透明であることから、こういった予算措置といたしました。今後は国の動向等々も見ながら補正予算も含め対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

おめくりいただきまして、項、変わりました、3項の河川費です。1目河川総務費では、720万円を計上しております。この科目では、国交省からの委託業務である木曾川の堤防除草費用や河川関係の事務費などを計上しております。

主なものとしましては、委託料の中の木曾川堤防除草業務委託料の656万3,000円、これが先ほど申しました国交省からの委託事業でございます。その他は説明欄記載のとおりでございます。

続きまして、2目交流事業費、46万円、これは木曾川上下流交流の一環としまして、長野県木祖村で行われています夏祭りに出展するための費用を計上しております。内容につきましては、説明欄記載のとおりでございます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 160、161ページをお願いいたします。

4項の都市計画費、1目の都市計画総務費、352万6,000円の計上でございます。この科目、都市計画行政に要する経費として計上をさせていただきました。

主な内容でございますが、都市計画審議会委員12名の報酬のほか、本年は13節の委託料におきまして、用途地域の変更図書の作成業務を新たに322万2,000円計上したものでございます。他につきましては、説明欄記載のとおりでございます。

以上です。

○建設課長（浅野 覚君） 2目都市下水路費では、120万円を計上しております。対前年同額でございます。委託料の作業委託料40万円はシルバー人材センター委託する除

草等々の費用、また、工事請負費では、都市下水路に係る管理工事費80万円を計上しております。

3目公共下水道費は、2億2,350万円ということで、250万円の増となっております。本特別会計への繰出金となっております。

5目公園費では、1,043万9,000円で、63万6,000円の増となっております。主なものとしましては、需用費の中の光熱水費、児童公園等々の電気代等々でございます。

おめくりいただきまして、委託料の中の都市公園管理委託料531万8,000円、これはグルーピーパークに係ります日常管理業務や芝生の管理のための委託料でございます。その下からは、児童公園に係りますそれぞれ遊具の保守点検、それから便所の清掃業務委託、それから樹木の剪定並びに草刈り等の委託の費用で、それぞれ計上したものでございます。工事請負費の100万円につきましては、修繕工事としまして、先ほど申しました遊具の保守点検結果に基づきまして、必要なものについては実施するという費用でございます。

続きまして、5目の住宅費です。1目住宅管理費では、757万円を計上しております。対前年401万6,000円の増となっております。この科目では、住宅関係の事務費と木造住宅の耐震対策に係る補助金関係を計上しております。

主なものとしましては、委託料の中の調査委託料370万円、これは新規事項でございます。空き家対策の実態調査に係る費用で、31年度、今後、町としまして空き家対策をどのように進めていくか、その基礎資料とするために、持ち主に対しましてアンケート方式で実態調査を行うといった費用でございます。

おめくりいただきまして、負担、補助及び交付金の中では、木造住宅に係ります耐震補強工事設計とか、空き家リノベーションに対する補助金というものを計上しております。内容につきましては、昨年と同様でございます。

以上です。

○危機管理課長（小島裕紹君） 8款消防費、1項1目常備消防費につきましては、8,483万2,000円を計上いたしまして、前年度比較で91万9,000円の増額となっております。桑名市に消防事務を委託するための経費を計上している科目となっております。本年度増額となった主な要因としましては、消防本部のほうで人件費2名分が増されたこと、本部経費における化学防護服等、消防活動用の資機材の購入が検討されていること及び長島木曾岬分署におきまして、建屋の老朽化に伴います仮眠室の修繕工事、こういったことが検討されていることから増額となったものでございます。

続く、2目の非常備消防費につきましては、1,200万4,000円で、前年度比較29万3,000円の増額となっております。町の消防団の活動経費を計上している科目でございます。例年同様、説明欄記載のとおり項目に対する支出となっております。

なお、増額の要因といたしましては、訓練等に出動する団員に対する報酬につきまして30年度から見直しを行って、単価の引き上げを行ったことによるものでございます。

ページをおめぐりいただきまして、3目の消防施設費です。こちらにつきましては、878万2,000円の計上で、前年度比較23万8,000円の増額となっております。消火栓や消防団用の資機材、こういった消防施設の整備、維持管理などに要する経費を計上している科目でございます。内容につきましては、説明欄記載のとおりでございますが、増額の要因といたしましては、ページをおめぐりいただきました委託料におきまして、消防団員が行う可搬式ポンプ等、消防団が使用する資機材の機械器具点検費、こちらの単価の引き上げを行ったことによるものでございます。

続く、4目水防費につきましては、3万5,000円の計上で、前年度比較2万5,000円の減額となっております。水防活動に要する経費を計上している科目でございます。主には、加路戸水防倉庫の電気代、水防演習用の消耗品等を購入する経費が計上されているものでございます。

続く、5目災害対策費につきましては、3,626万8,000円の計上で、前年度比較9,258万5,000円の減額となっております。災害予防、災害対策に要する費用を計上している科目であります。31年度におきましては、これまで進めてまいりました避難所整備が完了したことに伴いまして、前年度に比べまして大幅な減額となっているものでございます。

主な支出といたしましては、1節報酬で、平成28年度から配置いたしております防災指導員に係る報酬を計上しております。

ページ、めくっていただきまして、11節需用費では、防災訓練に係る経費や、現在不足しております非常用簡易トイレ、防災備蓄品、消費期限を迎える災害用非常食の更新経費を計上しております。

12節役務費では、各種回線・電波使用料のほか、火災保険、各種啓発チラシの折り込み手数料などを計上しております。

続く、13節委託料におきましては、避難所整備完了に伴いまして、新たに防災ガイドブックを作成するための費用を計上しております。そのほか、防災行政無線設備や防災センターの保守点検業務などのほか、田代・小学校線の避難路整備に係る測量設計業務を計上したものでございます。

15節の工事請負費につきましては、30年度のJ—ALERTの保守点検業務で指摘を受けました無停電電源装置の取りかえ及び防災行政無線子局のバッテリー交換に要する費用を計上いたしております。

ページ、めくっていただきまして、17節公有財産購入費では、田代・小学校線の避難路整備に係る用地約60平米の買収費を計上いたしております。

19節負担金、補助及び交付金では、例年計上しております各種協議会への負担金、補

助金を計上しております。新たに31年度からは、三重県で導入を予定しております地震・津波観測監視システム、いわゆるDONETというものですが、こちらの整備に係る協力金を新たに計上いたしております。

また、22節補償、補填及び賠償金では、田代・小学校線避難路整備事業に係る小学校用地内にあります物置、駐輪場等の移転補償費を計上いたしておるものでございます。その他につきましては、説明欄記載のとおりでございます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） ページを飛んでいただきまして、210ページ、211ページをお願いいたします。

10款の公債費、1項1目の元金でございます。1億6,385万8,000円の計上で、対前年比3,453万3,000円の増額でございます。54件分の起債元金の償還金を計上させていただきました。昨年度と比較いたしまして増額となっておりますのは、平成28年度、29年度借り入れの複合型施設や地域用水事業、湛水防除事業並びに防災無線事業の元金の償還が始まったことによるものでございます。

同じく、2目の利子でございます。1,585万7,000円、対前年比435万円の減額でございます。本年度予定いたします46件の起債の利子及び一時借入金の償還額を計上したものでございます。

11款1項1目の予備費、174万9,000円を計上いたしました。地方自治法の217条に規定する予備費でございます。

事項別明細の説明は以上でございます。

続いて、212ページ、213ページでございますが、給与費の明細書を添付させていただきました。1が特別職、2が一般職で、これら215ページまでが人件費に係る関連の資料でございます。

続きまして、216ページから219ページまでが債務負担行為の支出予定額などに関する調書といたしまして、これまで債務負担行為を承認いただいております事業の一覧表をつけたものでございます。

続いて、220ページでございます。

地方債に関する調書でございます。この予算のとおり31年度の借り入れを行いますと、年度末の地方債の現在高は32億9,888万9,000円になる見込みであるということを示したものでございます。

最後に、221ページ、28年度から新たに規定されました引き上げ分の地方消費税の交付金、社会保障財源分の社会保障4経費の経費の充当の調書を添付させていただきました。消費税として引き上げがありました一定の割合が社会保障財源として規定がされておりますので、町に交付されました4,700万円の財源配分表をつけさせていただいたものでございます。各事業に対するものにつきましては、比例配分となっております。

以上が平成31年度の木曾岬町一般会計予算の説明でございます。よろしく願いいた

します。

○委員長（服部英二夫君） 事務当局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言ください。

○委員（鎌田鷹介君） ページ数、70ページ、71ページの15節工事請負費6,121万円についてなんですけれども、BWA事業の今年度どこまでやることを想定されているのかということと、あと、維持経費についてなんですけど、以前、全協で600万円から1,000万円と説明があったと思うんですけど、それと変わっていないかということと、あと、その下の19節負担金、補助及び交付金、427万円はどこに対する負担金なのか、お聞きいたします。

○危機管理課長（小島裕紹君） まず、工事請負費の今年度の整備のところなんですけれども、今年度予定をしておりますのは、子ども・高齢者見守りサービスのカメラなしのセンサーの整備、防犯対策事業といたします防犯カメラの設置を伴いますカメラつきセンサーの整備、あと、指定避難所、こちらは11カ所あるわけなんですけれども、11カ所中、小中学校は既に整備がされておりますので、残りの9カ所、この9カ所につきまして公衆Wi-Fiの整備を行います。また、河川監視カメラといいまして、中央幹線の水位計測を図るための監視カメラの整備、こちらを考えているところでございます。

あと、監視カメラで撮影しました映像をオープンデータといたしまして、町のホームページもしくはCTYのテレビ番組のほうへ載せるというシステム構築もこの中に含まれているというところでございます。

維持経費に関しましては、全協でお示ししました、幅があつて申しわけですけど、600万円から1,000万円というのは、変わりはありません。負担金に関しまして、それが一部入っているわけなんですけれども、今回のこちらの負担金は実は2種類ございまして、1つがBWAをするためには基地局を4局整備をしなければなりません。そのうちの1局は既に小学校の屋上にあるわけでございますが、あと3局建てなきゃいけませんので、この設計費と事前調査費用、こちらで100万円の負担金を求められておるものでございます。

もう一つ、この4局の基地局の運用負担金といたしまして、今後、点検、運転、維持管理、こういったものを行っていかないとかなきゃなりませんので、これが327万円の計上がされているものでございます。この327万円の計上につきましては、9月末を目途に整備が完了するという事ですから、残りの6カ月分に関しまして負担金をここで計上しているというものでございます。したがって、点検に係る負担金に関しましては、32年度以降は1年分、ですから、今の327万円の約倍の金額がかかってくるということになるかと思えます。

ちなみに、維持管理経費にかかってくるものにつきましては、上の14節の使用料及び賃借料、こちらにシステム使用料とあるわけですが、この使用料に関しましても、こちら

は防犯カメラ、見守りサービスを行うためのシステムの使用料となるわけですが、こちら、今、3カ月分を計上いたしておりますが、これが来年度以降は12カ月分になってくるというような試算をしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（服部英二夫君） よろしいですか。

○委員（鎌田鷹介君） 引き続き、地域BWA事業についてお聞きしますが、事業内容の中の防犯対策安心サービスの防犯カメラ設置事業についてですが、過去に私以外の方からも一般質問が出ておる内容だったんですけれども、そのときの御答弁が防犯カメラの設置は重要な防犯対策の1つなので、他市町の動向に注意しながら検討していくとのことだったんですけれども、今回、大変先進的な事業として行うことになった経緯を町長からお聞きしたいです。

○町長（加藤 隆君） 防犯カメラの件につきましては、以前から議会の皆さん、議員さんからも一般質問やら、機会を捉えていろいろ御意見をいただいておりますが、あの時点での考え方というのは既設というか、既存の防犯カメラのシステム体制をとということでの御意見をいただいております。それは当時も説明させていただいたんですが、プライバシーの問題やいろいろなあって、県のほうが1つのガイドラインを示すのを見定めた上で考えていきたいという基本的な考え方でございましたけれども、今回の地域BWAというのは全くそういった意味合いでは違ったシステムになっていきますので、これは担当課のほうが非常によく勉強してくれまして、大学のほうとの連携を取りながら、先進的な取り組みをしようという意気込みを見せておってくれましたので、非常に私もこれに期待をしております。ですから、従前とは、そういった意味合いで全く違った考え方で取り組んでいけるのではないかなと、そんなふうに思っています。

○委員長（服部英二夫君） ほかに御質疑ございませんか。

よろしいですか。

○委員（伊藤厚紀君） まず、こちらの35ページ、18款繰入金のところなんですけれども、12の1節ふるさと応援基金繰入金、聞き逃したのかもしれませんが、目的に繰り入れるためということで上がっておりますけれども、ふるさと応援基金、事細やかに項目が決まっていたと思うんですけれども、今回どこのところに入れるのか、ちょっと聞き逃していたのかもしれませんが、もう一度説明をお願いします。

それから、67ページ、14目11節修繕料、去年よりも100万円上がっておりますが、これについては何で上がったのでしょうか。

以上で。

○総務政策課長（伊藤啓二君） まず、34ページの繰入金のふるさと応援寄附金の基金の繰入金でございます。説明させていただきましたが、本年度は新たに1,000万円を取り崩して繰り入れるものでございます。ふるさと応援寄附金につきましては、ある納税

者の方々が目的を定めるものにおきましていろいろと項目がございますが、私どもといたしましては、いただいた指定寄附金、今年度、前々年度の納税相当額の分といたしまして1,000万円を新たに繰り入れるということで、この充当先につきましては、ふるさと応援寄附金の返礼品であったりとか、事務委託サイト手数料等々を支出しております一般管理費、この一般管理費に500万円の充当、そして、新たにこども園費としまして、福祉関連の事業といたしまして、こども園費の予算に対しまして500万円を充当として、この繰り入れを行うものでございます。

以上でございます。

○危機管理課長（小島裕紹君） バスの修繕料でございますけれども、例年100万円という予算を組ませていただいております。しかしながら、御存じのとおり、ここ最近、修繕が非常に多くて、今年度も100万円を超えるような修繕料があるような状況でございます。

一方で、4月以降すぐに、エンジントラブルで1台リコール関係で整備工場に入ったものがございますが、これが実はまだ直ってきていない状況でございます。こちらのほうにかかる費用が今のところおおむね80万から100万円程度と聞いておりますが、今年度の修理完了が見込めないような状況となっております。これに関しましては部品の納期が滞っているというようなところが主な要因ではございますが、それを勘案いたしますと、例年の100万円にプラスいたしまして、今、整備工場に入っているものの金額も修繕料で見ておくべきだと判断いたしまして、200万円という予算を計上させていただいたところでございます。

以上です。

○委員長（服部英二夫君） ほかに御質疑ございませんか。

○副委員長（三輪一雅君） 私も先ほど鎌田委員が質疑されたBWA事業、要は69ページですけど、避難所Wi-Fi、防犯カメラ、自主運行バス、それから河川の水位確認、これに関してはイメージができるかなと思うんですが、見守りサービスで、要は子どもさんと、それからお年寄りの見守りサービスをやりたいということで、発信機でどこにいるかというのがわかるようなことを取り組みたいということだったんですけど、このサービス自体は非常にいいと思うんですけど、実際、具体的にどのような形で運用されるのか、お聞きしたいんです。

例えばどこにいるかと確認しようとするのは発信機なりを身につけないとだめなわけですけど、そういうものをどういう形で身につけるようなものにするのかとか、あと、費用負担、個人の、身につけない方ももちろんみえるでしょうし、その辺の負担というのは町のほうで面倒を見るのか、全て自己負担という形でサービスをさせていただくのか、その辺を教えていただきたいというふうに思います。

それから、71ページの2款2項1目、これは徴税費ですけど、今回、職員を4人から

5人で1人ふやすということでしたけど、この意味合いをちょっと教えていただきたいなというふうに思います。

それから、戻りますけど、13ページの1款の入湯税なんですけど、以前から少し指摘させていただいているところではあるんですが、今回も55万円という額が上がってしまって、今、たしか3事業者で55万円が上がっていて、これを単純に計算していても明らかにその額が少ないように思われるんですよね。たしか1人150円ですね、うちの税条例上。55万円ですので、150円で割っていくと、これが人数で換算すると大体3,700人分なんやね。3事業者で割ると、1件当たり1,200人です。

そうすると、例えば1人当たり1万円ずつ費用を落としていただいたとしても、1,200万しか稼げんなんていうことは普通に考えてあり得なくて、2万円でも2,400万ですね。社長さんの給料を払ったらもう終わってしまうんじゃないのというぐらいの金額しか想定できない。この55万円というのが、しっかりもう一回見直していただいて精査する必要があるんじゃないのかなというふうに思うんですけど、このあたりの考え方を聞きたいというふうに思います。

以上です。

○危機管理課長(小島裕紹君) 見守りサービスの実運用に関してでございますけれども、まず、高齢者なりお子様方に持っていただくと思っている発信機については、キーホルダー並みの大きさだというふうに思っています。これは、現在既に伊丹市さんのほうで実施をされておりますものを参考に今御答弁させていただくんですけど、このぐらいのキーホルダー並みのもので、かばんにつけておけるものだというふうに考えております。

運用ですけれども、まず、町内の、主に電柱になるわけですが、電柱に受信機というか、感知器を取り付けるという形になります。この場所につきましては、小学校、中学校の先生方とお話をさせていただいて、危険だというふうに判断されるところ、もしくはお子さんが通学路でお一人になってしまう場所、そういったところを選定するというふうに思っておるわけですが、今現状、これに関しては約80カ所を選定しようとしておって、具体的にここというのは正式には決まっていらないような状況です。

子どもさん方がセンサーを通るたびに親御さんのほうに通知を出す、これだと親御さんのほうに通知はすぐ行ってしまうので、基本的には通知を出すのは、今考えているのは、町外に出る道路の部分、こちらのセンサーを発信機が通過したときには親御さんのほうにアラートを鳴らす、通常の部分に関しては親御さんのほうには子どもさんがこういうルートで歩いたよというのがわかるルートが示されるような通知を流すと、音は鳴らなくて、親御さんが確認しようとしたときに、子どもさんが今ここを通っているというのがわかるというようなものにしようというふうに考えているところです。

費用に関しましては、伊丹市さんのケースで行きますと、それぞれの利用者の方に御負担をいただいているというのが実情です。ただし、兄弟割引であったりとか、3人目から

もっと安くなるとかというような割引制度を導入しているというふうには聞いておりますが、こちらの運用に関しましては、どこのメーカーのシステムを木曾岬町で導入ができて、その費用負担が幾らになってという部分でまた御相談のほうをさせていただきながら、町民の方に使いやすいような使用体系をとっていききたいなというふうに考えておりますので、具体的に今、無料だ、有料だというところがまだはっきりとはわかっていない、あくまでも伊丹市さんは有料でやっているというふうな状況でございます。

以上です。

○税務課長（藤井光利君） 70ページ、71ページの1目の税務総務費の中の人件費の件ですが、30年度の当初予算では正規職員が4名ということで予算を上げておりましたが、現状、人事異動によりまして30年度が正職が5人ということですので、現在います5人に対しての31年度の当初予算を組ませていただいたというものでございます。

続きまして、13ページの入湯税の件ですが、これはあくまでも申告、例えば町・県民税でも、それから所得税でもそうですが、申告に基づく納付という形ですので、申告の内容がどうかというところのものはあるかもしれませんが、あくまでもその方々からの申告をいただいて納付していただいておりますという現状ですので、申告の内容を調査するのかどうかというところは今後検討していきたいと思いますが、税務署を初め関係機関と相談しながらその辺は進めるのかなというふうに思いますが、現状のところ、申告納付であるというふうに御理解いただきたいと思います。

以上です。

○副委員長（三輪一雅君） じゃ、もう一回BWAの関係ですけど、要はビーコンみたいなものをつけるということだったので、多分GPSとは違って確実にそこにというわけではないわけね。多分、通過通過して近くに来たときにわかるというようなことらしいのね。

もう一点それについて聞きたいのは、Wi-Fiを広げるわけですけど、2.5ギガヘルツ、僕も余り詳しくないのであかんですが、2.5ギガヘルツ帯を使ってやるということになると、多分家庭用のWi-Fiも同じ2.5ギガを使っておって、そうすると、強力なWi-Fiが飛ぶと混信というか、そういうので、もともと家庭用でも2.5ギガを使っているとどうしてもよその家同士で干渉があったり問題を起こすことがあるというのは聞いたことがあって、そうすると、今回こういうものを大きくばっと流すことによって家庭用のWi-Fiに影響を与えることはないのかどうか、その辺をもう一点聞きたいのと、それから、先ほどの入湯税の件なんですけど、確かに申告だよと、それはわかりますよ。今までの聞いた確認もずーっとそうやって説明があったのでそれはわかっていますけど、ですけど、これ、現状、僕が素人ながらでぽっと計算しただけで10分の1ぐらいじゃないのと思えないよね。下手したらもっとじゃないというふうに思ってしまうような状況が生まれているのは、多分、職員さんなら絶対わかると思うんですよね。

であるなら、確認する。実際、実績と売り上げと比較すれば明らかに差が出てくること

はわかるわけで、もうちょっと考えていただくというより、実質しっかり話をさせていただく必要があるんじゃないかなと思うんですけど、入湯税って目的税ですよ。要は、温泉だと温泉関係とか観光関係とかに使うということで、多分木曾岬は桜並木のほうにお金を一応使うというようなやり方をしてこのやつをいただいている。多分、これは交付税措置には多分影響を与えない税金じゃないんですかね。

僕、詳しく知らないですけど、もし間違えておったら教えてほしいんですけど、例えばこれが物すごくふえたら交付税が減らされるとかということではなくて、多分、これはこれで目的税ですから、しっかりいただければこれでできるという状況なのかどうか、そこをあわせてお聞きしたいんですけど、もしそうやとすると、余計にきちっといただかないといけないやっぱりいかなだろうしということで、やっぱりこの考え方をもう一回精査していただきたいなというふうに思うんです。

本当にこれがそのまま事業所の益税になってしまっていることも考えられる。別になっているとは言いきれませんが、そういうふうに思われる、その辺の認識を教えてほしいんですけど。

○危機管理課長（小島裕紹君） まず、見守りのシステムなんですけれども、委員おっしゃられますようにGPSで位置を特定するものではなくて、ゲート方式といたしまして、通過したことがわかるようなものとなっています。

これに関しましては、木曾岬町のように小さい町ですので、位置を特定するよりはゲートで通過がわかるほうがより有効的だろうという判断で採用しようとしているものでございます。

家庭への影響でございますけれども、あくまでもBWAはWi-Fiに変換できる電波帯ということでございますので、簡単に言いますと携帯電話とほぼ一緒の電波帯ということになります。地方自治体を使いやすいようにセキュリティーが高度化されているものということになりまして、Wi-Fiを使用しよういたしますと変換機が当然必要になってくるんですけども、今、指定避難所で設置しようとしております変換機は飛ぶ範囲が非常に狭いものをつけようと思っています。ですので、今回、先月も測定に入ったんですけども、各家庭に影響を与えることはないかなというふうに思っています。

○副委員長（三輪一雅君） あくまで地域地域ということ、本当に避難所のところだけということ。

○危機管理課長（小島裕紹君） そうですね。ただ、今後、BWAを使って民間の企業さんが各家庭用で使えるWi-Fiの変換機というものを設置していただいて、木曾岬町の町民ならではの格安料金プランみたいなものをつくっていただいたときには、またそれは一考、検討することはあるかなと思いますけれども、今のところは問題ないかと思っています。

以上です。

○**税務課長（藤井光利君）** 繰り返しになってしまうんですけど、あくまでもお話はさせていただいています。そこの中で申告書を出していただいて納付していただくと。それが内容が違っているかどうかというところに関しては、私どもで独自で数字を持っているわけでもないですもんですから、それが一概に今の段階で間違っているというふうに言う証拠も今はないということだもんですから、あくまでも今は、現状としましては申告に基づいて進んでいるというふうに御理解いただきたいと思います。

○**総務政策課長（伊藤啓二君）** 入湯税の増減が地方交付税の算定に影響があるかというお尋ねでございますが、これにつきましては、算定に影響するものではございません。

以上です。

○**委員長（服部芙二夫君）** ほかに御質疑ございませんか。

○**委員（伊藤好博君）** 同じような質問になるんですが、BWAのことで、自主運行バスは通過時点だけを知るといような形になるんだと思うんだけど、自主運行バスの運営というのか、それで、もう少し拡大ということないけど、利用者の地域拡大を狙ったようなことは考えられないのか。要は、今の路線のところだけしか、要は電波が弱ければ、その路線の近くだけしかわからないわけでしょう。

○**副委員長（三輪一雅君）** 自主運行バスはGPS。だから、どこにいるか、リアルタイムでわかる。

○**委員（伊藤好博君）** わかりました。私の勘違いでした。

○**危機管理課長（小島裕紹君）** 自主運行バスに関しましては二通り今考えておまして、1つは、運行状況を我々役場がBWAを使って把握して、もしも遅参、おくれたときにいち早くメール配信サービスで住民の方々におくれている情報を流すというもので使おうというのが1点と、あと、CTYの番組のほうで運行状況の確認ができるというようなものを使用しようとしております。

今、遅参がありますと、運転手から運行管理会社に連絡が入って、運行管理会社から我々に連絡が入って初めてわかるというようなタイムラグがありますので、それを解消したいということで整備をしようとするものです。

以上です。

○**委員（伊藤好博君）** 自主運行バスについて、66の運行事務事業ですが、今年度も変わらぬ予算でするわけですが、自主運行バスには要望もいろいろ出ておって、もっと遅い最終便をつくってくれとかというのは何年も前から出ておったんですが、そういうことの検討はなされておるのか、地域的に運行経路から外れておるところの住民の方のサービス等も考え、何年も最終が8時かそこらでは早いということではろんなところで意見は出ておるかと思うんですが、そここのところの検討はこの予算ではされていないように思うんだけど、住民要望に対してはどういう考えを持っておられるか。

○**危機管理課長（小島裕紹君）** バスに関しましては、委員おっしゃられるような最終便

の延長と、あと、朝の便を早くしてくれですとか、昼間の便をふやしてくれとか、最近は要望が多様化しています。そういったことも地域公共交通会議のほうではそういう要望があるという議論はさせていただいておるんですけども、1便ふやすとなるとまた経費がかかってくるということもありますし、そもそも住民の皆様が最終を延ばすほうなのか、朝をふやすほうなのかという議論も、正直、私ども2通りいただいておりますので、なかなかそこを判断しづらいというのが1個理由としてあります。

もう一つは、バス停の整備をしてくれという要望も最近強うございまして、そちらのほうも考えていきますと、どちらを先にやっていくんだということを、今、公共交通会議のほうでの議題としては出させていただいておるんですけども、なかなか結論が出ていないというのが実態です。

それにあわせて、車両が古くなってきているという事情もございまして、車両の購入のことも検討しなきゃならないということもございまして、今、検討することが多いということで、公共交通会議のほうでは今後どうしていくんだということで計画を立てようかという話を今させていただいているというような状況でございます。

もう一点、バスの経路を今の源緑見入線と中央線のほかにふやすという議論に関しましては、実はそういった御意見はここ数年、住民の方からはふやしてくれという御意見をいただいているという状況もございまして、公共交通会議のほうでは、しばらくの間は今の2路線のままで運行をしていこうという結論を今年度させていただいたところですので、今後の御要望等でまた研究検討はしていかなきゃならないとは思っておるんですけども、今のところはこのままでということになっているというような状況でございます。

以上です。

○委員（伊藤好博君） 今現在の運行バスの状態で多様な意見も出てきておるとは思うんですけど、車自体の寿命も先ほども言われたように故障等の関係で来ているかのように思うので、早い時期に、唯一木曾岬町の交通機関、これ1つしかないんだから、もっと真剣に考えていかないと。これは私の個人的な意見だけど、タクシー1台を1便にふやすだけでも、それも業務委託で出すだけでできないか、交通機関と、これとはまた別の、自主運行バスとは別の考え方になるかもしれないが、住民の要望を何年も何年も同じように検討検討では、本当に今の木曾岬町の道路事情を考えて、これからの高齢化を考えた中で、買い物等、医者等の関係もあるし、早い時期にもう少し熟したというのか、町民の要望はある程度満足させるような方向性を持っていかないといけないんじゃないかなという。唯一1つしかない交通機関ですので、経費もかかることはよくわかるんだけど、結論的に何年ごろまでにこうするとかというの、皆さん、要望した人たちはお待ちじゃないかなと思うので、早目の結論をお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○委員（伊藤厚紀君） BWAについてなんですけれど、先ほど、ランニングコストが前の説明でもありましたが、600万から1,000万ということでかかってくるというこ

とですが、サービスの拡大拡充ということで、平成32年度以降についてもいろんなことに拡充拡大していくということが出来ますよということなんですが、そうすると、月のランニングコストというのは変わってくるのでしょうか。

○危機管理課長（小島裕紹君） 拡充していく内容によってくるのかなというふうに思いますけれども、1点、私どもが考えている拡充というのは、行政利用だけではなくて一般利用のほうへの拡充ということも検討しているところです。

1つには、例えば31年度でいいますと、小学校、中学校のほうでのIoT、ICT教育といった分野で授業を2こまずついただきまして、桑名工業高校の生徒さんたちの協力も得ながら、信州大学の協力も得ながら、そういった事業展開をしていく、そういったところで次世代育成していくというような事業も考えておりますし、32年度以降、企業さん同士がBWAを整備されたまちでの有効利用というものの検討に入れるような団体の設立も三重県さんと共同してつくっていききたいというふうなことも今三重県さんとお話をさせていただいていますので、どちらかといいますと、行政で整備をしていく拡充ではなくて、行政もしくは民間企業さんとが拡充拡大を、このサービスをしていくということを目指していきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○委員長（服部英二夫君） ほかに議案質疑ございませんか。

○委員（加藤真人君） 61ページの19の負担金、補助及び交付金というところで、桑名・員弁の広域連合の分担金についてですが、これの各市町との比率というんですか、これはどういう比率になっていますか。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 広域連合の負担金については、それぞれの衛生費、そして環境費、そして総務費と、委託割合がそれぞれ違います。広域連合、今の総務費負担金の分でございますが、これは構成割合分と人口割合分が7対3の割合です。今、7のほうは人口割なんですけど、構成割合分につきましては当初の設立当時、ですので、今の構成市町は4市町なんですけど、当初の発足当時は9市町でございましたので、木曾岬町につきましては9分の1を今は支払っておるという状況でございます。

以上です。

○委員長（服部英二夫君） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 御質疑もないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第22号、平成31年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計予算についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○総務政策課長補佐（中山重徳君） 議案第22号、平成31年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計予算を説明いたします。

第1条におきまして、歳入歳出の総額を300万円と定めるものでございます。

次に、319、320ページをごらんください。

歳入は、1款の諸収入から財産収入までの4款と、それに付随する4項におきまして予算編成を行ったものでございます。また、歳出は2款2項におきまして予算編成を行い、それぞれ歳入歳出とも300万円といたしております。

事項別明細でございますが、322、323ページをごらんください。

3行目の3款1項の繰入金、1目の一般会計繰入金では、36万8,000円を計上しております。当会計が保有する土地の管理費及び事務に要する経費の財源を町一般会計から受け入れるものでございます。

4款の財産収入、2項財産運用収入、1目財産貸付収入では、263万円を見込んでおります。当会計が管理しております土地、和富地内の1万6,577平方メートルの貸し付けに伴う収入でございます。

326、327ページの歳出では、この会計が保有する土地2万4,991平方メートルに対する管理費を計上いたしました。

28節の繰出金では、歳入に計上されました和富地内の土地貸与による財産貸し付け収入を一般会計へ繰り出す予算措置を講じたものでございます。

委託料の主なものは、除草費用等となっております。

2款の予備費では、地方自治法に規定するもので、歳入歳出の均衡を図ったものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（服部英二夫君） 事務当局の説明が終わりましたので、御質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 御質疑もないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認め、質疑を終わります。

それでは、ここで休憩といたしたいと思いますが、3時5分までとしますので、よろしくをお願いします。

午後 2時51分休憩

午後 3時 5分再開

○委員長（服部英二夫君） それでは、休憩を解き、委員会に戻します。

次に、議案第23号、平成31年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計予算についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○建設課長補佐（伊藤雅人君） それでは、328ページになります。

議案第23号、平成31年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計予算でございます。

平成31年度三重県桑名郡木曾岬町の農業集落排水事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

第1条では、予算総額を8,500万円と定め、款項の区分ごとの金額を、第1表、歳入歳出予算によるとするものでございます。

第2条は、一時借入金の限度額を2,000万円とし、第3条では、予算流用の規定を定めるものでございます。

329、330ページをごらんください。

第1表の歳入歳出予算でございます。

歳入については5つの款とそれに付随する6つの項、また、歳出については3款3項で予算を編成しております。予算総額は8,500万円で、前年度当初予算の9,200万円から700万円の減額予算となっております。

それでは、332、333ページ、歳入の事項別明細書をごらんください。

1款分担金及び負担金、2項負担金、1目農業集落排水事業負担金は、新規加入者負担金1件分31万6,000円を見込んでございます。

2款使用料及び手数料、1項1目使用料は、前年度当初予算と同額の2,467万4,000円となっております。2項1目手数料は9,000円、未納者に対する督促手数料でございます。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金は、本年度予算額5,900万円、本特別会計の補填財源として一般会計から繰り入れるものでございます。

4款1項1目繰越金は、予算額100万円、前年度からの繰越金でございます。

おめくりいただき、334、335ページでございます。

5款諸収入、1項1目町預金利子では、歳計現金の預金利子として1,000円を計上してございます。

次に、338ページ、歳出の明細書でございます。

1款施設費、1項施設管理費、1目事務費、本年度予算額は343万6,000円でございます。この科目では、農業集落排水事業に係る事務的経費を計上しており、主な内訳は、補助職員1名分の人件費、下水道使用料の賦課徴収に係る経費で、そのほかは説明欄記載のとおりでございます。

2目維持管理費は、予算額5,299万7,000円で、農業集落排水4処理区の管路、

処理場における運転経費といった維持管理費を計上しております。

主な内容ですが、需用費では、処理場中継ポンプ30基の電気代や水道使用料といった光熱水費などで1,127万2,000円、役務費では、処理場の年1回の水質検査手数料や災害共済保険料、委託料では、処理場から搬出する汚泥の運搬費に1,220万8,000円、めくっていただき、4処理場の保守点検や日常管理業務の委託費として1,569万6,000円などを計上してございます。工事請負費は、管路や処理場の修繕工事に340万、19節負担金、補助及び交付金では、桑名・員弁広域連合への汚泥処理負担金として867万円を計上してございます。そのほかについては、説明欄記載のとおりでございます。

2款1項公債費、1目元金、2目利子、合わせて予算額2,754万円でございます。元利償還金でございます。償還のピークを過ぎたことから、前年比744万4,000円の減額となっており、このことが当会計全体の予算規模が9,200万円から8,500万円に減少した主たる理由となっております。

3款1項1目予備費、本年度予算額102万7,000円でございます。この額をもって歳入歳出の調整をさせていただいております。

以上が事項別明細の説明となります。

342ページ、343ページ、債務負担行為の予定調書でございます。

30年度から32年度までの3カ年契約をした4処理場の維持管理業務委託における予定額をお示しするものでございます。

次ページ、344ページですが、本会計で借り入れている地方債の調書となっております。金額は記載のとおりでございます。

以上で説明のほうを終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（服部英二夫君） 事務当局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言ください。

御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 御質疑もないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第24号、平成31年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計予算についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○建設課長補佐（伊藤雅人君） 345ページになります。

議案第24号、平成31年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計予算でござ

います。

平成31年度三重県桑名郡木曾岬町の公共下水道事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

第1条第1項では、予算の総額を5億2,200万円と定め、第2項では、款項の区分ごとの金額を、第1表、歳入歳出予算に定めるものとございます。

第2条では、地方債の規定を、第2表、地方債に、また、第3条では、一時借入金の限度額を5,000万円とし、第4条では、予算流用の規定をそれぞれ定めたものとございます。

それでは、346ページ、347ページでございます。

歳入は7つの款と付随する8つの項で、また、歳出については3款3項による予算となっております。予算総額は5億2,200万円で、前年度と比べ2億300万円の増額となっております。

詳細はこの後の予算に関する説明書の中で説明させていただきますが、施設費の維持管理費内にある2カ年工事で進めている処理場の電気設備更新工事など、長寿命化対策に要する費用に約2億1,100万円増となっていることが主な要因となっております。

次ページ、348ページ、第2表、地方債でございます。

公共下水道事業債として、新たに1億2,130万円を借り受けるものとございます。処理場の電気設備工事など長寿命化対策事業に係る経費に充当するものとございます。

350ページ、351ページ、歳入の事項別明細書をごらんください。

1款分担金及び負担金、1項負担金、2目公共下水道事業加入者負担金、こちらも新規1件分を見込み31万6,000円としてございます。公共下水道事業負担金は、本年度、過年度の工事負担金1件分5,000円を計上しておりましたが、29年度中に完納されたため、当年度の予算計上はございません。

2款使用料及び手数料、1項1目使用料、4,324万5,000円とし、前年度に比べ70万9,000円の減となっております。昨年の実績から31年度分の収入額を推計し、現年度分使用料として4,280万3,000円、また、過年度分使用料44万2,000円をそれぞれ計上してございます。

2項1目手数料は、督促手数料3万8,000円でございます。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金は、2億2,350万円、本特別会計の補填財源として一般会計から繰り入れるものとございます。

5款1項1目繰越金、予算額200万円、前年度からの繰越金でございます。

続く、352、353ページ、6款諸収入、1項1目町預金利子、1,000円、歳入現金の預金利子でございます。

7款町債、1項1目下水道債は、1億2,130万円、東部地区クリーンセンターの中央監視制御装置の更新事業などに係る経費として新たに借り入れるもので、前年比9,7

50万円の増となっています。

8款国庫支出金、1項国庫補助金、1目公共下水道事業国庫補助金、予算額1億3,160万円と、前年比1億371万4,000円の増でございます。下水道事業における防災安全対策関連の交付金で、町債と同様に、処理場の中央監視制御装置の更新事業などに充当するものでございます。

歳入については以上です。

続いて、356ページ、357ページ、歳出の事項別明細でございます。

1款施設費、1項施設管理費、1目事務費、予算額は1,144万1,000円で、公共下水道事業に係る人件費や事務的経費を支出しております。2節から4節では職員1名分の人件費を、9節の旅費から次ページの27節公課費では、下水道使用料の賦課徴収に係る経費など事務的経費を計上しています。主な内容については、説明欄記載のとおりでございます。

2目維持管理費は、3億5,669万2,000円で、前年比2億337万円の増となっています。公共下水道施設の維持管理や運転経費などを計上してございます。

主な支出として、需用費では、処理場中継ポンプ34基の電気代といった光熱水費などで1,685万9,000円を、委託料3億2,356万円では、業務委託料の2億5,292万9,000円として、東部地区クリーンセンターの長寿命化対策として30年度から継続工事である電気設備の更新や、同じく、管理棟の屋根空調設備の改築などの費用、下から2つ目になりますが、東部地区クリーンセンターの日常管理業務費用4,941万9,000円や、汚泥処理の委託料として1,153万7,000円、次ページになりますが、使用料改定支援業務で663万円、平成31年度は次期料金改定に向けた議論をスタートさせる予定でございます。新料金の根拠となる基礎的資料の作成など、改定業務において支援を求める費用を計上しています。

15節工事請負費、1,543万円では、管路や処理場の補修費として100万円、定期的実施する機器のオーバーホールに1,028万5,000円、管路清掃工事に314万5,000円などを計上しております。そのほかの節につきましても、下水道施設を維持管理していくために必要な費用であり、内容については、説明欄記載のとおりでございます。

2款1項公債費では、1目元金、2目利子、合わせて1億5,328万円を計上しております。施設建設時の地方債37件分の償還金でございます。なお、31年度は元金が減り、利子がふえるため、トータルでは前年度と同じ水準となっております。

続きまして、362ページ、3款1項1目予備費、予算額58万2,000円、歳入歳出の予算調整を行っております。

事項別明細の説明は以上でございます。

続く、364ページから367ページにかけては、給与費の明細書でございます。本会

計で支出する人件費の明細を示しております。

368、369ページですが、債務負担行為に関する調書でございます。公共下水道事業東部地区クリーンセンター維持管理業務は、30から32年度までの3カ年で契約した処理場の維持管理業務における予定額を、また、同じく、電気設備工事委託は30年、31年度の2カ年事業として進行中の中央監視制御装置の更新工事の予定額をお示しております。

370ページは、本会計で借り入れている地方債の調書でございます。内容は記載のとおりでございます。31年度末の現在高見込み額が7億4,804万3,000円になる予定であることを示しております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（服部英二夫君） 事務当局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言ください。

御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 御質疑もないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第25号、平成31年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計予算についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○建設課長補佐（伊藤雅人君） 議案第25号、平成31年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計予算です。

総則第1条、平成31年度の三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計の予算は次に定めるところによるということで、第2条以降で31年度予算の概要となっております。

第2条では、業務の予定量を示しております。

（1）給水戸数は、対前年比6戸増の2,475戸、（2）年間総配水量は、同じく、5万立米増の101万立米で、1日あたりに換算すると2,760立米となります。

第3条では収益的収入及び支出を、第4条では資本的収入及び支出をそれぞれ記載してございますが、詳細については18ページからの実施計画明細書で説明させていただきます。

18ページをごらんください。

まず、収入でございます。

第1款水道事業収益では、1億7,752万7,000円を計上しております。

主なものとして、1項営業収益、1目給水収益のうち1節水道料金で、1億7,037

万7,000円、前年度比4.9%の増を見込んでおります。有収水量92万7,000立米は、3万5,000立米、3.7%の増を見込んでおります。

3目その他の営業収益では、負担金として247万円、一般会計からの受託工事収益として、消火栓工事等に伴う経費を計上しております。そのほかは備考欄記載のとおりでございます。

2項営業外収益は、412万5,000円を計上、預金利息の105万7,000円、長期前受金戻入300万8,000円を見込んでおります。そのほかは備考欄記載のとおりでございます。

3項特別利益では、過年度損益修正益として1万円を計上しております。

次に、19ページの支出の部でございます。

第3款水道事業費用は、1億8,244万円を見込んでおります。

1項営業費用、1億7,941万9,000円は、主たる営業活動に要する費用であり、1目原水及び浄水費は、1億3,319万8,000円、主なものでは、32節受水費が1億2,874万円、三重県企業庁へ支払う101万立米分の使用料でございます。

2目配水及び給水費は、536万1,000円を計上、この科目では、町内の配水管などの維持補修に係る費用を支出しております。

21節修繕費、210万円は、漏水修繕費を、29節工事請負費、295万5,000円として、計量法の規定に基づく量水器の取りかえ工事489件分などを計上してございます。

3目の受託給水工事費では、230万円を、消火栓の設置や修繕といった受託給水工事費などでございます。

4目総係費は、1,468万円、対前年比24万6,000円の増額でございます。事業活動全般に関連する事務的経費を支出しており、職員1名分の賃金や検針員2名分の賃金、電算システムの使用料や委託料などが主なものでございます。

めくっていただいて、20ページでございます。

5目の減価償却費では、2,306万円を計上、この会計が保有する有形固定資産に係る当年度に償却を予定する減価償却費でございます。

6目資産減耗費は、75万1,000円、31年度で布設替えを計画している配水管などの未償却残高の除却の予定額でございます。

7目その他営業費用、6万9,000円は、メーターボックスを売却した原価相当額でございます。

2目営業外費用は242万1,000円、5目消費税で240万円を支払い見込み額として計上しております。そのほかは備考欄記載のとおりでございます。

3項特別損失では過年度損益修正損10万円を、4項の予備費では、予算外の支出または予算超過の支出に充てるための費用として50万円をそれぞれ計上しています。

次に、21ページの資本的収入及び支出の明細でございます。

収入では、第2款資本的収入、2項1目負担金で、220万3,000円、新規13件分の加入者の負担金を見込んでおります。

次に、支出でございます。

第4款資本的支出、1項建設改良費で、1,750万5,000円を計上、このうち2目の配水及び給水施設費では、主なものとして、29節工事請負費1,586万7,000円、老朽管更新計画に基づき、源緑輪中地内で延長330メートル、また、三崎地内で延長240メートル分の工事費を計上しております。

3目固定資産購入費は、162万8,000円、量水器の購入費用として、取りかえ分498戸、新規加入分11戸、計509戸分を計上しております。

以上が31年度の収益的収入及び資本的収入及び支出の予算の内容でございます。

それでは、1ページにお戻りください。

第3条、収益的収入及び支出の予定額及び第4条資本的収入及び支出の予定額、それぞれの内容については先ほど説明させていただいたとおりでございますが、そのうち第4条、資本的収入及び支出において不足する額1,530万2,000円は、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額113万4,000円と過年度分損益勘定留保資金1,416万8,000円で補填する計画である旨、記載しております。また御確認をよろしくお願いいたします。

続いて、6ページでございます。

7ページから17ページにかけては、給与費明細書や各種財務諸表となっております。詳細は後ほどお目通しをお願いするとして、まず、6ページ、31年度の予定キャッシュフロー計算書でございます。

当該年度における現金の増減を業務活動、投資活動、財務活動の3つに区分して表示する財務指標で、現金の獲得や支払い能力、資金に関する財務情報をあらわしております。下から3行目になりますが、資金の増減額を記載しており、31年度末に資金が66万1,276円増加し、資金期末残高が9億2,807万5,868円になることを示しております。

7ページから9ページは、担当職員1名分の給与費明細書、10ページから13ページは、平成30年度末の損益計算書、予定貸借対照表で、30年度補正予算に添付した資料と同じものでございます。

続いて、14ページでございます。

14ページは、31年度の予定損益計算書となっております。31年度末時点における1年間の経営成績を見込むもので、31年度の予算が計画どおりの収入支出となりますと、下から3行目になりますが、当年度純利益が617万3,665円の損失となることを示しております。また、その下、前年度からの繰り越し損失を含めると、当年度未処分利益

剰余金はマイナスの1,166万1,915円になることを示しております。

また、16、17ページでございますが、こちらは予定貸借対照表でございます。

財務状況を明らかにするために、この会計が保有する全ての資産、負債及び資本を総括的に表示したもので、通常バランスシートと呼ばれるものでございます。

17ページの6ぽつ剰余金の(2)利益剰余金のハ、当年度未処分利益剰余金が先ほど説明させていただきました14ページ一番下の当年度未処分利益剰余金と一致しておることを御確認ください。

水道事業会計の31年度予算については、以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長(服部英二夫君) 事務当局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言ください。

御質疑ございませんか。

○副委員長(三輪一雅君) 年間の総配水量はそんなに変わらないという説明がありまして、そうはいえど、18ページの収入の説明のときに、給水収益の水道料金は4.9%増というような説明があったと思います。実際、金額も昨年ベースと比べても少しふえているということで、この影響もあって多分キャッシュフロー上は今黒字化するというようなイメージもあるのかなと思うんですけど、ここら辺の考え方を教えてください。

○建設課長(浅野 覚君) 年間総配水量につきましては、1ページの(2)のところでお示ししたとおり101万トンで、前年度の96万トンに対して5万トンふえております。これは、総配水量見込みにつきましては、前年度実績をベースに算定しておりまして、30年度につきましては若干、特に工場系のほうでたくさん使用いただいているということがございまして、そういったことも含めて、工場関係でこれまでよりもたくさん使っているという実績がございますので、そこを見込んでの予算とさせていただいております。

以上です。

○委員長(服部英二夫君) ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(服部英二夫君) 御質疑もないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(服部英二夫君) 異議なしと認め、質疑を終わります。

これまで個別に審議し、質疑をいただいて進めてきましたが、最後に、これまで議題としました全ての議案について、再度質疑がございましたら御発言願います。

○委員(伊藤厚紀君) お答えいただかなかつたのと、ちょっと聞き漏らしてしまったことがあったので。

10ページ、歳入のところなんですけれど、補正のほう、1号議案の10ページのところ、滞納繰越分で、質問させていただいたのは滞納繰越分は確定しているのかということと、あと、不納欠損との関係はどうなるのかという質問にはお答えいただいていなかったもので、それをまずお伺いしたいのと、あと、聞き漏らしてしまったのは、18号議案の10款公債費、210ページ、211ページのところなんですけれど、こちらのほう、借入れのピークと償還のピークが何年ぐらいになるのでしょうか。ちょっと聞き漏らしてしまったので、教えてください。

○**税務課長（藤井光利君）** じゃ、補正の予算の一般会計の10ページ、滞納繰越分のことですね。

不納欠損は、年度を繰り越すときに翌年度に繰り越さないものということで不納欠損は上げます。例えば不納欠損といたしましては、時効に係るもの、税に関しては、徴収については5年で消滅時効にかかります。例えば不存在であるとか、財産がないとか、生活に困窮しているとかという形で、執行停止をかけております。それに対して時効がかかるものについては、翌年度の繰り越し分には越さないという形で、すでに5年を経過して消滅時効にかかったものについては翌年度の予算に繰り越さないという形で当初予算には計上させていただいておりますし、補正予算については、これは決算見込みを想定して補正予算を組んだということで御理解いただきたいと思えます。

○**総務政策課長（伊藤啓二君）** 公債費についての質問をいただきました。

今年度の借入れ額、元金、償還金を合わせまして、償還額は1億7,971万5,000円ということなんですけど、現在の31年度の予算の借入れの内容で今後推移したとするという前提でお話を申し上げますと、今後、だんだんだんだん償還金が上がってまいります。ピークは平成34年度で、2億4,339万600円を迎えます。そして、これが大体2億3,000万台か2億円台が平成39年度ぐらいまで続いて、徐々に減っていくというような予測でございます。

以上でございます。

○**委員長（服部英二夫君）** ほかにございませんか。

○**委員（伊藤好博君）** 1件だけ。

議案の12号で、集会所の修繕費に係る条例の一部改正ということですが、集会所指定というか、地区集会所に匹敵する施設も同様に考えてよろしいのでしょうか。

○**総務政策課長（伊藤啓二君）** 具体的に匹敵する施設というものが、委員がおっしゃるのが何を指すのかということをお示しいただけるとありがたいなと思うんですが。

○**委員（伊藤好博君）** 地元ではあるんですが、見入の多目的施設、集会所を借りてみんなしておるんですが、町の施設でもあるし、ほかにも匹敵するような施設があるんじゃないんですかね。自分のところの見入地区の施設はそうしているんですが、今までもそのような対応で修繕費等は出ておるんですが。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 従来どおりの対応として、同補助金の条例の中で施行させていただいた経緯等もございますので、今後もそれらのことの経緯を踏まえて対応させてもらいたいと思います。

以上です。

○委員長（服部英二夫君） ほかにございませんか。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 午前中に私が質問に対して答弁させていただきました、先ほどもございましたが、議案の第12号の集会所設置条例の一部改正でございますが、加藤委員のほうから集会所の改修についてはどのような扱いなのかという御質問をいただきました。これに対して、対応方法、曖昧な表現をしておりましたので、もう一度、この分だけ訂正をさせていただきたいと思います。

この条例で定める施設といいますのは、地区集会所の新たな建設、そして建てかえ、それ以外のものについては全て修繕という定義とさせていただいておりますので、委員がおっしゃった改修といいますのは、この修繕費の中で内容を含めて対応させていただきたいというようなことで対応させてもらいたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○委員長（服部英二夫君） ほかによろしいですか。

○副委員長（三輪一雅君） 今の説明でちょっとお聞きしたいんですけど、例えば、車がぶつかりました、一部分が破損しました、その車は、もちろん持ち主がわかればいいんですけど、わからずに逃げましたというような、例えば一時的に損壊をしたような、そういうときもそれは改修と言ったらおかしいんですけど、ような意味合いになるのかなと思うと、そういうのも一応直していただける対象になると考えてよろしいですか。それはあくまで地元でやってくださいねということですか。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 例えば今おっしゃったような第三者による外部からの損傷といいますのは当然保険対応がまず第一優先ですが、その保険対応で相手がわからないといったときについては、町のほうの公共施設のほうの保険対応がどうなるかという問題も第2番に議論に当たると思います。それでもなおかつできないような場合であれば、その内容等の確認をさせてもらって、この補修の中の修繕で対応するのであれば地元さんと町の2分の1の負担がついてまいってくるという状況。ですので、その内容についてはまずは第三者のような行為であれば、当然第三者の対応するものについての保険適用というものを最初にまず求償をさせていただくということが前提やと思います。

○副委員長（三輪一雅君） 私がふと思ったのは、例えば、この修繕というのはあくまで長く使っていく中でどんどん壊れてくるわけですね、自然に壊れていく中で、修繕する部分に関してだと私は思っていた、認識が、どちらかという。では、突発的に窓ガラスが割れたとか、風で割れたとかとなったときにどうするのかとかというときにも、今回こうやって何回もとなると、もちろん修繕してくれよという話が出てくるんじゃないのかなと

思ったので、その線引きがちゃんとされていないといかんのじゃないかというふうに思ったわけです。それで聞いたんですけど。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 今の現行条例の中では、修繕の考えの中で適当とするものについては、基本的にはそのものを使っていただいておりますが、悪くなったものに対しての年数というのは、一応あくまで木造の場合で言えば10年と定めておるといいます。ですので、その10年間の間で通常使われておったものが頻度が上がって行って老朽化が著しいということで対応するというのが、この修繕費の対象であるかと思えます。

ただ、基本、使われておって、窓ガラスが割れた、それからコンロが壊れたとか、そういったものについては、ここの中で従来対応されたということはございませんので、それはあくまで自治会の中での経費の中での対応をこれからもお願いしていきたいと思っています。内容の度合いとは思いますが、基本はその部分であるかと思うんですね、言っておる部分。

○副委員長（三輪一雅君） そこが明確になっておらんという気がして。

○委員（伊藤厚紀君） 集会所の修繕についての質問をさせていただきますが、先ほど三輪委員も言われて説明を受けたんですけども、例えば給湯器が壊れたとか、僕も窓ガラスとかは思ったんですけども、三輪委員さんが言われましたので、幾らだったとか、そういう何か、三輪委員さんが言われるように曖昧なので、その辺のところを要綱で決めたほうがいいのかと思ったんですけども。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 説明が不足しておりましたが、現行の条例の第2条の第4項におきまして、「地区集会所の修繕に伴う、給排、ガス施設及び電気設備並びに軽微な修繕に要する経費は、助成の対象としない。」ということがうたってございますので、それらの内容につきましては、こういったものに当てはまるものについては対象としないということで、地区の方々のほうでお願いをしたいということで、そのようにしていきたいと思えます。

以上です。

○委員長（服部英二夫君） 質疑を終結したいと思います、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

質疑も出尽くしたと思いますので、これより討論、採決に入ります。

それでは、議案第1号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第4号）についての所管部分で討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 討論なしとして、これにて討論を終わります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認め、よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第1号に原案のとおり賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（服部英二夫君） ありがとうございます。挙手全員。よって、議案第1号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第5号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計補正予算（第1号）について、討論のあります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 討論者なしと認め、これにて討論を終わります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認め、よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第5号に原案のとおり賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（服部英二夫君） 挙手全員、よって、議案第5号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第6号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、討論のあります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 討論者なしと認め、これにて討論を終わります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認め、よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第6号、原案のとおり賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（服部英二夫君） 挙手全員です。よって、議案第6号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第7号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、討論のあります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認め、よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第7号に原案のとおり賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（服部英二夫君） 挙手全員です。よって、議案第7号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第8号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第1号）について、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第8号に原案のとおり賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（服部英二夫君） 挙手全員です。よって、議案第8号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第9号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論のあります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第9号に原案のとおり賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（服部英二夫君） 挙手全員です。よって、議案第9号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第10号、木曾岬町夢とふれあい教育基金条例の一部を改正する条例の制定について、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて

討論を終わります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第10号に原案のとおり賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（服部英二夫君） 挙手全員です。よって、議案第10号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第11号、木曾岬町夢ささえあいのまち福祉基金条例の一部を改正する条例の制定について、討論があります方、御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。議案第11号に原案のとおり賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（服部英二夫君） 挙手全員です。よって、議案第11号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第12号、木曾岬町地区内集会所設置及び修繕費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論があります方、御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第12号に原案のとおり賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（服部英二夫君） 挙手全員です。よって、議案第12号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第13号、木曾岬町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、討論があります方、御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 特に討論ないようですので、討論者なしと認め、これにて討

論を終わります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第13号に原案のとおり賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（服部英二夫君） 挙手全員です。よって、議案第13号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第16号、木曾岬町水道事業の水道の布設工事監督者を配置する対象工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第16号に原案のとおり賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（服部英二夫君） 挙手全員です。よって、議案第16号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第17号、木曾岬町道の路線認定について、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第17号に原案のとおり賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（服部英二夫君） 挙手全員です。よって、議案第17号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第18号、平成31年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計予算についての所管部分で討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。議案第18号に原案のとおり賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（服部英二夫君） 挙手全員です。よって、議案第18号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第22号、平成31年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計予算についての討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。議案第22号に原案のとおり賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（服部英二夫君） 挙手全員です。よって、議案第22号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第23号、平成31年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計予算について、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。議案第23号に原案のとおり賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（服部英二夫君） 挙手全員です。よって、議案第23号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第24号、平成31年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計予算について、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて

討論を終わります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第24号に原案のとおり賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（服部英二夫君） 挙手全員です。よって、議案第24号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第25号、平成31年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計予算について、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第25号に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（服部英二夫君） 挙手全員です。よって、議案第25号は、原案のとおり可決することに決定しました。

ここでお諮りします。

委員会報告書の作成及び本会議で当委員会での議論並びに決定事項に係る委員会報告をいたすことを、私、委員長に一任していただくことで、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） ありがとうございます。異議なしの声がありましたので、私が委員会報告書の作成並びに委員会報告をさせていただきます。

これで本委員会に付託されました17議案の審議を終わらせていただきます。

次に、その他の事項に移ります。本委員会の所轄事項等で何かございましたら御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 御発言もないようですので、これにて本日の議事日程は全て終了いたしました。これをもちまして本日の総務建設常任委員会を閉会とします。

午後 3時58分閉会